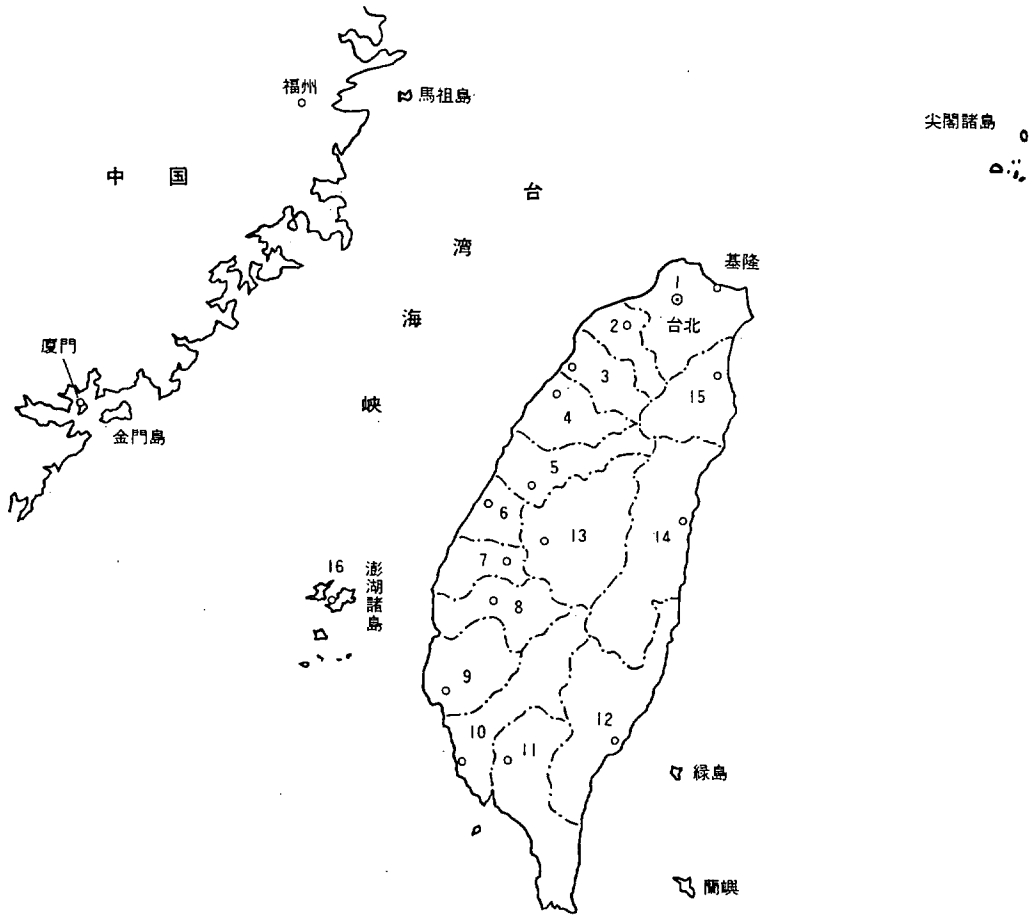


台湾

面積 3万6000km²
 人口 2094万人 (1993年末)
 主都 台北
 言語 漢語 (北京語, 閩南語, 客家語)
 宗教 仏教, 道教

政体 共和制
 元首 李登輝總統
 通貨 元 (1米ドル=26.72元, 1993年末)
 会計年度 7月~6月



県名 (県都名)

- | | | | |
|-----------|-----------|------------|------------|
| 1 台北 (台北) | 5 台中 (台中) | 9 台南 (台南) | 13 南投 (南投) |
| 2 桃園 (桃園) | 6 彰化 (彰化) | 10 高雄 (高雄) | 14 花蓮 (花蓮) |
| 3 新竹 (新竹) | 7 雲林 (雲林) | 11 屏東 (屏東) | 15 宜蘭 (宜蘭) |
| 4 苗栗 (苗栗) | 8 嘉義 (嘉義) | 12 台東 (台東) | 16 澎湖 (馬公) |

1993年の台湾

中台の共存時代へ

りゅう ぶん ほ
劉 文 甫

1993年の台湾は、4月の中国との初の民間トップ会談で、経済を中心とする実務課題を軸に新たな対中関係に踏み出した。これに伴い、中台間の政治的緊張緩和が促進され、冷戦終結後の双方の幅広い分野での民間交流が期待されている。一方、2月に台湾史上初の本省人出身の連戦台湾省主席が行政院長に任命され、8月には国民党大会で主に本省人で構成する主流派に支持された李登輝主席が再選された。本省人出身者コンビによる李一連体制は、台湾の将来にどのような針路をとるかが注目される。

外交面では、国連加盟への積極的eworkが行なわれ、国際社会に台湾を政治実体として認めさせようと狙っている。また、東南アジアとの経済関係の強化に重点を置く「南進政策」を推進して、外交空間の拡大を目指している。経済面では、経済成長率は1992年の6%とほぼ同水準に維持された。対中貿易や投資が一段と拡大され、台湾の経済面で中国に依存する傾向もさらに深まることになった。

政 治

●民間による中台会談 4月27日から29日まで、シンガポールで台湾側の海峡交流基金会（略称「海基会」）の辜振甫理事長と中国側の海峡兩岸交流協会（略称「海協会」）の汪道涵会長による民間交流団体のトップ会談が行なわれた。これは、1949年に国民党政権が台湾に移転して以来、最も高いレベルの中台接触となった。

中台の民間トップ会談開催の実務交渉を行なうため、海基会の邱進益秘書長は4月7日に中国を訪問して、海協会の唐樹備副会長と会談した。双方はトップ会談の日程と地点を確定したほか、中台間の「書留郵便の照会・補償」および「公証文書の使用・認証」に関する二つの協定に仮調印した。

邱進益秘書長が3月19日、個人的意見とはいえ、台湾の対中政策の柱である三不政策（接触せず、交渉せず、妥協せず）はすでに歴史的な役割を終え、調整すべきであると発言したように、台湾の対中関係の姿勢はトップ会談前に微妙に現実的な立場に転じたとみられる。

シンガポールでの最終日の中台会談は、「兩岸公証文書の使用と認証の協議」、「兩岸書留郵便物の照会、補償事務の協議」、「两会の連絡と会談制度化の協議」、「辜汪会談の共同協議」四つの合意文書に調印した。これで中台の民間交流を組織的に推進するための基本的な枠組が一応出来あがったのである。つまり、公証文書の相互認証や書留郵便物の補償によって、中台間の民間交流が派生した遺族相続や送金などの問題に対処できるようになった。また、海基会と海協会との連絡と会談が制度化された。このほか、双方は「共同協議」に基づいて、不法入境者の送還、海上犯罪活動の取り締まり、漁業紛争の処理、知的所有権の保護、司法機関の相互協力（暫定）の5項目の議題について、1993年内に協議することを決めた。

今回の会談を通じて、双方は幅広い合意に達した一方、台湾側が要求した台湾企業の対中投資保護の協定化、中国側が要求した民間経済交流会議の常設化などの提案についてはできなかった。このことは、会談の性質が「民間、経済的、事務的、機能的」と規定されているにもかかわらず、双方の政治的対立がその背後にいまだに存在していることを示している。

中台会談の結果の一つである書留郵便業務については、協議の発効した5月29日より、福建と台湾との書留郵便物の送付作業が始まった。中台会談を受けた初めての実務協議は、8月30日より海基会の許惠祐副秘書長と海協会の孫亜夫副秘書長との間で行なわれた。中国側が全ての具体的協議

を年内に毎月1回実施するとのスケジュールを提案したのに対し、台湾側は一つずつ実質協議を始めるしかないと主張したため、双方の協議は日程調整のトラブルで物別れに終わった。海基会と海協会の実務協議は11月2日に厦門で再開された。頻発する台湾へ向かう中国旅客機ハイジャック事件に対処するため、この問題が議題として取り上げられた。双方の協議は、乗っ取り犯を航空機の所属する方へ引き渡すことで意見が一致した。

しかし、乗っ取り犯の送還実施で原則的に合意したもの、具体的な引き渡しの方法は固まっていなかった。12月18日から台北で行なわれた海基会と海協会の実務協議は、ハイジャック犯人の送還問題について再び論議したが、司法管轄権がからむ内容の表現で双方が譲らず、取り決めに達成することはできなかった。なお、1993年に台湾に強制着陸した中国機ハイジャック事件は10件も発生した。台北での中台会談は、不法入境者の送還、漁業紛争の処理についても協議したが、いずれも政治実体として中国と対等的に処理することを求める台湾の主権問題がネックとなって、大きな進展はみられなかった。

4月下旬の中台会談後、台湾当局による中国の共産黨員、政府指導者などの訪台規制が緩和された。中国国家体育運動委員会の何振梁副主任（次官クラス）は8月23日、中国オリンピック委員会会長として魏紀中同委員会秘書長と台北で開かれたアジア・オリンピック委員会執行委員会に出席した。8月16日から開催された国民党第14回全国代表大会にも、「新華社通信」と「中国新聞社」の記者3人が党大会取材として初めて台湾入りを認められている。

中台交流が徐々に拡大されているなかで、中国國務院台湾事務弁公室は8月31日、台湾との敵対状態に終止符を打ち、平和的統一交渉の実現を強く呼びかけた初の台湾白書「台湾問題と中国統一」を発表した。これに対し、台湾總統府の郭岱君新聞秘書は同日、「台湾問題は存在せず、中国問題あるのみだ。中共は兩岸が別個に統治し、分裂している事実を明確に認識すべきである」と反論した。

●連戦内閣の発足 1992年末の立法委員選挙で国民党後退の責任をとった郝柏村行政院長は、後

任に非主流派の林洋港司法院長の起用を求めて、李登輝總統主導の人事構想に不満を持ちながらも、2月4日に総辞職した。立法院は23日、李總統から次期行政院長に指名された連戦台湾省主席に対する同意投票を行ない、賛成票が109と投票総数143の過半数を上回って承認した。

連戦内閣は2月17日に発足したが、主要閣僚の8部長、2委員会主任委員のうち、銭復外交部長と呉伯雄内政部長だけが留任となった。国防部長に台湾大学の孫震学長、交通部長に清華大学の劉兆玄学長らの学者が起用された。外省人が握ってきた教育部長に初めて本省人の郭為藩文化建設委員主任委員が抜てきされた。経済部長に就任した江丙坤經濟部次長は知日派として知られる。閣僚の平均年齢は52.5歳で、前内閣から約7歳も若返り、世代交替がみられた。連戦行政院長の組閣は、主流派の李登輝カラーが色濃く反映されており、台湾史上初の本省人による總統—行政院長体制が政治面の台湾化政策をさらに強めるものと思われる。

新体制への移行が行なわれているなかで、国民党秘書長に初の本省人出身で台北駐日経済文化代表処の許水徳代表が3月13日に就任にした。また、3月16日には台湾省議会は、行政院が指名した宋楚瑜台湾省主席の人事提案に賛成多数で同意した。これらの人事も、国民党の主流派が非主流派を押し切った形で行なわれたといわれる。

●国民党14回大会 国民党第14回党大会が8月16日から22日まで台北で開かれた。しかし、国民党内非主流派の外省人二世である趙少康、郁慕明ら立法委員が中心となって組織している新国民党連線は8月10日、党からの脱退と「新党」という名称の新しい政党の結成を宣言した。これにより、国民党は建党99年以來の初めての分裂となった。自らは国民党の本流だとする意識が強く、国民党の金権腐敗政治を批判し、台湾独立に反対して中国との直接交流を求める「新党」は、8月22日に成立大会を行なった。党首を置かない方針の同大会で立法委員会座長に陳癸森、全国選挙および発展委員会座長に趙少康の両立法委員が選出された。軍の実力者で国民党中央常務委員を歴任したことのある許歴農が11月24日、国民党の党籍を離れ「新党」に入党した。

中国大陸出身者を中心とした非主流派の老幹部が多数引退するなかで開かれた国民党大会の最大の焦点は、副主席新設の問題をどう取り扱うかということであった。2月に外省人で非主流派の郝柏村行政院長が総辞職した際、李登輝総統は副主席としての処遇を与えることを示唆したが、しかし党内で大多数を占める主流派は、非主流派の残す影響力を恐れて党大会でいったん副主席設置案を否決した。この決定で非主流派が態度を硬化させて紛糾したため、党主席の李登輝が設置支持を緊急表明し、一転して同案は再表決なしで認められた。8月18日に李登輝主席が8割強の得票で再選を果たし、そして副主席には李主席が指名した李元簇副総統、郝柏村前行政院長、林洋港司法院長、連戰行政院長の4人が党大会の同意を得て選出された。4人のうち、李元簇と連戰が主流派で、郝柏村と林洋港は非主流派というバランスのとれた副主席人事で党の再分裂を回避した。

8月19日の党大会は、210人の中央委員と105人の中央委員候補を選出した。今回の選挙では次代の担い手として登用してきた中堅の党や政府の幹部が大量に当選した。劣勢とみられた非主流派も44人が当選して、善戦ぶりをみせた。閉会後の8月23日、14期中央委員第1回全体会議で、中央常務委員16人を投票で選出した。李登輝主席が21日にすでに15人を指名しており、これで31人の中央常務委員が出揃った。うち、非主流派は4～5人程度で、13回党大会時のほぼ半数から大幅に減少した。地方首長も含めると行政関係が半数近い14人も占めていることから、中央常務委員会は主流派中心の実務型の性格をもっている。

中国大陸で革命を経験した国民党は、党規約で「革命民主政党」と規定しているが、今度の党大会で「革命」の文字が削除された。同時に党規約から「大陸光復」の文句も消えた。同党は、いままでに古い体質を完全に払拭していないとはいえ、台湾本位とする議会政治へと脱皮する試みを感じられる。

●**地方選挙** 台湾省21県市長と福建省金門、連江2県長の統一地方首長選挙が11月27日投票された。国民党から分裂した新党が初めて選挙の洗礼を受けたが、国民党も引き続き過半数を確保でき

るかどうか注目された。即日開票の結果、国民党が15県市長ポストを確保して現状を維持した。同党は事前の予想で苦戦が伝えられたが、李登輝総統が全島を回って選挙を陣頭指揮し、巻き返しに成功した。これに対し、民進党は、最大の有権者数を持つ台北県で現職の尤清県長が再選されたものの、彰化、屏東両県で現職が破れ、全体では県長ポストを一つ落として、高雄、台南など6県長ポストを獲得するに留まった。新党はポストを獲得できなかった。

今回の地方選挙投票率は70.61%だったが、国民党は現有勢力を守り切ったことで、李登輝総統の党内における影響力が一層強化された。もっとも得票率で見ると、国民党は前回の1989年の地方選挙の52.67%から47.5%と初めて50%台を下回った。一方、民進党は38.34%から41.2%と初めて40%台に乗せた。初の選挙に臨んだ新党は3%に終わった。

●**民進党首の辞任** 公職選挙で公職にある民進党員が職務を放棄して他の公職選挙に立候補することを防ぐために、民進党第5回第3次全国代表大会は6月13日、公職立候補者の指名方法を規定する「任期制限条項」を可決した。それによると、任期の半分に満たない民進党員の公職人員が、党による招集または辞職以外に、ほかの公職選挙に立候補してはならないという。この条項は、可決後ただちに実施された。

しかし、この「任期制限条項」は、11月の地方選挙で必ずしも民進党に対し有利に展開しなかった。敗北した民進党は11月28日、責任をとって辞意を表明した許信良主席の辞任と、その後任に施明德中央常務委員が就任することを了承した。江鵬堅秘書長も許信良とともに辞職したが、後任の蘇貞昌前屏東県長が12月24日就任した。同党は、1994年4月に党大会を開き、改めて新指導部を選出することになっている。

政策的に民意を問う必要性を感じた民進党は、8月に初の「政策白書」を発表し、外交、対中関係、国防、農業、労働、社会福祉など多岐にわたる政策提言を行なった。同党は、政策論争を通じて政権党の国民党に圧力をかけ、近年の選挙で高められてきた得票率を背景に、将来政権を奪取することを目指している。

●**兵力削減計画** 孫震国防部長は8月27日、台湾本島と外島を含む陸軍兵力を今後10年間に3段階に分けて20万人まで引き下げ、第1段階は4万9000人を削減、うち士官数は約3000人を削減すると述べた。現在の総兵力47万人を10年間で7万人削減する「兵力10カ年調整再建計画」を李登輝総統にも報告、同意を得たという。中台間の緊張緩和に伴い、台湾は今後、陸軍の兵力が縮小されるのに対し、海空軍兵力はそれぞれ増強するという専守防衛の建軍構想のもとで、精兵政策を推進していくものと思われる。「佳山計画」と呼ばれる1985年に着工した台湾東部の花蓮にあるアジア最大規模となる地下空軍基地は9月完成した。戦闘機を少なくとも150機を収容できる同空軍基地の建設費は、約18億6000万^{ドル}に達した。

一方、呉伯雄内政部長は9月8日、5カ年計画で保安警察力を増強し、中国などが領有を主張している南沙(スプラトリー)諸島のうち、台湾が実効支配している太平島の防衛を強化する方針を明らかにした。49万平方^{メートル}の太平島に短い滑走路を建設する見込みである。同島は台湾から1600^{キロメートル}も離れているため、定期的なパトロールは難しく、デモンストレーション効果を狙っている要素が強い。行政院は4月8日、すでに南沙、西沙、中沙、東沙など4群島の主権の台湾帰属を主張する「南海政策綱領」を承認している。

外交

●**国連加盟問題** 1971年に国連を脱退した台湾は、1月21日に発表した初めての「外交報告書」のなかで、「速やかに国連への復帰」を外交の重要目標に掲げた。銭復外交部長は3月6日、国連への復帰を推進する目的で行政院に「国連参加決策(政策決定)小組」を設置することで連戦行政院長の同意を得たことを公表するとともに、名称問題は最後に解決すればいいと表明した。連戦行政院長は「弾力外交」の推進役として知られており、対中接近のなかで「政治実体」として国際的に認めさせようとする台湾は、より活発な外交活動を展開しているものとみられる。

李登輝総統は4月9日、国民大会臨時大会での演説で、台湾の国連加盟問題について「3年以内

にこの問題が国際的に重視され、真剣に考慮されるように望む」と強い意欲を示した。李総統が国連への加盟方針を表明したのはこれが初めてである。国連加盟への復帰に積極的に取り組むため、銭復外交部長は6月29日、パラグアイなど15名の台湾に駐在する外交団代表を集めて、台湾の国連加盟問題に助力を求めた。さらに中米諸国訪問から帰国した銭復外交部長は、8月9日にコスタリカ、パナマ、エルサルバドルなど中米7カ国による台湾の国連加盟支持に関する提案について、「会員国普遍化原則」および分裂国家が国連で樹立している「平行代表権」方式に従い、今後は国連総会の正式議題に取り上げられると述べた。

しかし、28カ国で構成する第48回国連総会一般委員会は9月22日、中米7カ国が提出した台湾の国連加盟決議案を議題に取り上げないことを決めた。「台湾は中国の一つの省であり、国連加盟の資格はない」との中国の主張が支配的なため、台湾の国連加盟については、加盟国の合意が得られなかったからである。ちなみに10月13日に終了した国連総会の一般演説のなかで、18カ国は台湾の国連加盟を基本的に支持する発言を行なった。

●**APECへの参加** 国連加盟を全面的に推進している台湾は、クリントン米大統領が提唱した11月19日に米シアトル市で開かれるアジア太平洋経済協力閣僚会議(APEC)非公式首脳会議への参加にも強い意欲を示した。だが、中国は台湾が主権国家ではないという理由で、台湾の参加阻止に動き出した。台湾としては、国際的地位の向上や中国首脳との対等性を国際的に印象づける好機とみて、台湾出席に反対を表明した中国の主張を強く非難した。

結果的にはアメリカは中国、台湾、香港の「三つの中国」問題で、「参加は平等だが、代表は平等ではない」との原則のもとで決着がついた。そのため、当初李登輝総統ないし連戦行政院長の参加を予定していた台湾は、クリントン米大統領から李総統に招待状が送られてきたのを評価して、李総統の意向により閣僚級の経済建設委員会の蕭万長主任委員の派遣を決定した。この招待状は、1979年に米台断交後、米大統領が台湾総統へあてた初めての書簡になった。なお蕭主任委員のほか、江丙坤経済部長、林振国財政部長らが会議に出席

した。

APECの非公式首脳会談について、李登輝総統は11月22日、「政治の民主化、経済の自由化へ向かわなければならないという重要な合意が形成された」と前向きに評価した。しかし、「台湾は中華人民共和国の1省である」とする11月20日の中国の江沢民国家主席の発言に対し、江丙坤経済部長は同日、「現状においては、双方は互いに隷属しない二つの主権国家である。統一の条件が成熟するまで、一つの中国を目指しつつ、段階的に二つの中国政策を採る」と反論した。台湾独立につながる危険性があるとみる中国への刺激や、台湾内部及び国民党内部での反発を回避するため、李総統は11月24日、江丙坤発言について「われわれは国家統一綱領に基づいて追求している中国の統一、または『一つの中国は中華民国である』との原則を堅持しており、それは変わらないし、今後も変わることはない」と議論の鎮静化に努めていた。

●**対米関係** クリントン新政権が発足した後、アメリカは台湾のガット（関税貿易一般協定）加盟支持、APECへの閣僚の招待、武器売却額の急増などにみられるように、アメリカは台湾との関係拡大を進めている。とくに台湾への武器輸出額が、1992年会計年度の4億7000万ドルから93年度には一挙に64億3000万ドルへと跳ね上がったことが象徴的である。これにはブッシュ政権時に決定されたF16戦闘機の売却分が含まれているが、82年に米中間で調印された「アメリカから台湾への武器輸出が前年の水準を質、量ともに超えてはならない」との共同声明を無視する形となっていることは明らかである。

もっとも米上院外交委員会は7月15日、1982年の米中共同声明に定められた台湾向け武器輸出の上限枠の撤廃を承認した。台湾とアメリカの代表は9月4日、アメリカが台湾に売却するハーブーン・ミサイル41基（約6400万ドル）に関する契約に調印した。また、米海軍が台湾にリースしたノックス級対潜フリゲート艦3隻が10月上旬に就役した。同3隻は、5年間のリース期間終了後に台湾が購入することになる。このほか、93年に米政府はE2型「ホークアイ」早期警戒機4機を台湾に売却した。このようなアメリカの対台湾向け武器輸出

について、中国は繰り返し強い不満を表明している。

アメリカは1993年も、米台間摩擦の最大の焦点である知的所有権の保護強化をめぐる、引き続き台湾に圧力をかけている。米国際知的所有権連合（IIPA）は3月30日、台湾が米国企業の知的所有権を著しく侵害しているとして、米国包括通商法スペシャル301条（知的所有権侵害国の特定・制裁）に基づき、制裁措置をとるよう米国政府に要請した。

アメリカからの制裁を回避するため、立法院は4月22日、民進党の反対を押し切って知的所有権の保護強化を盛り込んだ「著作権法部分修正案」を採択した。米国政府はとくに米国著作物を台湾の総代理店以外の輸入業者が第三国から台湾に輸入する並行輸入を禁止するよう要求したので、台湾側も並行輸入を「原則禁止、例外許可」とすることでアメリカの要求をほぼ受け入れた。にもかかわらず、米国通商代表部（USTR）は4月30日、スペシャル301条に基づいて台湾を「優先交渉国・地域」よりやや弱い「優先監視国・地域」に特定し、3カ月以内の緊急行動計画を作成することを義務づけた。カンター米国通商代表部代表は8月2日、知的所有権保護を求める交渉結果を発表したが、台湾はある程度改善したことで評価されたものの、「優先監視国・地域」のリストにそのまま残されていた。

●**対欧州関係** 1月5日の立法院の秘密会議で、台湾がフランスからミラージュ2000-5型戦闘機60機を購入することが確認された。それに対する報復措置として、中国が1月21日に在広州フランス総領事館を閉鎖したように、台湾への武器売却に対する中国の強い反応をみて、台湾に武器売却を控える国も現われている。ドイツ政府は1月28日、造船業界から申請の出ている台湾向け潜水艦2隻の建造計画を却下した。

対欧州関係の強化を目指している台湾は3月にイギリス、7月にドイツ、11月にフランスとの間に相次いで航空路を開設した。台湾の華欧貿易促進会とドイツ企業台湾委員会は8月31日、「台湾・ドイツ企業連盟協力趣意書」に調印した。これにより双方は化学、電子、電機、重工業などの各分野で企業連盟を組織、相互に協力することになった。1月8日には在台フランス協会代表に現役の外交

官ジャン・ポール・レオが初めて着任し、台湾との関係を事実上格上げした。イギリスも台湾との実務関係の強化を図るため、10月15日に従来の英台貿易委員会台北代表事務所を「英国貿易文化事務所」に格上げした。しかし、1月から進められてきた台湾の国策航空機製造会社である台翔航太工業会社と英国ブリティッシュ・エアロスペース社との近・中距離旅客機生産の合併計画は、財源や技術移転問題で交渉が難航しており、11月中旬には合併事業をご破算と伝えられている。

●**対アジア関係** 1992年8月をもって韓国と断交した台湾は1月11日、韓国内の台湾系学校などにおける「中華民国国旗」の掲揚を1月15日以降すべて禁止するとの韓国政府の決定に強く抗議した。その後、台湾と韓国は冷却状態が続いており、7月ようやく新関係樹立に向けた双方の次官級交渉が行われるようになった。7月25日に大阪で予定していた非公式関係締結に向けた協定の調印は、韓国側が台湾にいる韓国人に対する就業規則に不満をもっていることなどから延期されたが、最終的に合意に達したのは2日後の27日であった。台北で調印されたこの非公式関係を結ぶ協定によれば、(1)韓国側は台北に「駐台北韓国代表部」、台湾側はソウルに「駐韓国台北代表部」という名称で、相互に代表機構を設置する、(2)双方の代表機構は経済協力、文化交流などの促進を機能とするなどが主な内容である。駐台北韓国代表部は、11月25日に台北で発足した。

銭復外交部長は2月16日、台湾の外交部長として1972年の国交断絶以来初めて日本を訪問した。観光目的の私的訪問とされているが、滞在中自民党を中心に政界実力者と次々と会談した。5月19日には台湾の訪日経済ミッションの辜振甫・工商協進会理事長が森喜朗通産相を訪ねたが、台湾の経済界のトップが日本の閣僚を正式に訪問したのは、やはり日台国交断絶後初めてのことである。

辜理事長は10月5日、再び通産省に熊谷弘通産相を訪問した。

一方、日台断交後、台湾を訪れる最高ポストの日本政府官僚となった通産省の岡松壮三朗通産政策局長が5月20日に台北入りした。また、新生党の小沢一郎代表幹事は8月11日、来日中の行政院

の黄石城政務委員（閣僚）と会談し、13日には李登輝総統の訪日を歓迎する意向を表明した。11月10日の経団連の平岩外四会長の訪台は、「財界総理」として日台断交後初めてだけに、台湾側は熱い歓迎ぶりを示した。建設省の伊藤英成政務次官も12月30日、台湾を私的に訪問した。台湾側はこれまで、先進7カ国で政府要人が台湾を訪問していないのは日本だけとして、政府間交流の本格的再開を求めてきたが、しかし、日本側は一連の日台間の人的交流について、従来の台湾への対応方針を変更する考えはないとのことを繰り返し表明している。

台湾は、海外市場の分散や対中経済依存度の緩和などを図るために、東南アジアに投資・貿易の重点を向ける「南進政策」を推進している。同時に、経済関係の強化を通じて東南アジアとの実質的な外交関係の展開を狙っている。連戦行政院長は12月30日、就任後初の外遊としてマレーシアとシンガポールを私人の休暇旅行という形で訪問した。

台湾とフィリピンは8月6日、台湾の公的援助基金である海外経済協力発展基金がスピック元米海軍基地の跡地開発に第1期分として2357万ドルの借款を供与する契約に調印した。台湾にとって政府借款による海外で初めての「台湾工業区」であるが、融資総額は6000万ドルと予定されている。シンガポールのゴー・チョクトン首相は、9月13日に台湾を非公式に訪問した。10月4日と5日にシンガポールで開かれたASEAN経済会議高級実務者による準備会合は、経済関係強化のため台湾との非公式協議を開始することで合意したが、ASEANの中では、シンガポールが政治・経済問題をめぐって、すでに台湾と非公式な協議を始めている。

台湾は4月21日、ベトナムと投資保護協定に正式調印した。台湾はベトナムに対する最大の投資地域になっているが、1993年末現在の台湾の対ベトナム投資の累計金額は15億3000万ドルに達した。海外経済協力発展基金は、93年にベトナムの中小企業の育成やハノイとハイフォン間的高速道路建設に合計4500万ドルの融資を決めている。急拡大する台湾との経済交流を後押しするため、駐台北ベトナム経済文化事務所は7月10日、正式に業務を開始した。

●**その他** リベリアは8月10日、中国と外交関

係回復に関する共同コミュニケに調印したことに伴い、台湾との外交関係を断絶すると発表した。これにより、台湾を承認する国は28カ国となった。外交部は翌日、中国を承認したのはリベリアの一勢力に過ぎない「臨時政府」であり、その合法性に疑問の余地があるとの見解を表明した。南アフリカ民族会議(ANC)のマンデラ議長は、7月30日に国賓として台湾を訪れたが、空港の記者会見で、将来南アフリカの中国政策は、国連の立場を基準として「一つの中国」をとる可能性があることを強く示唆した。

台湾とコスタリカの政府・銀行の代表は2月8日、(1)台湾輸出入銀行とコスタリカ中央銀行の借款合意書、(2)駐台湾コスタリカ大使とコスタリカ貿易省の政府交換公文、(3)コスタリカ対外輸出拡大基金会との贈与協議書など借款供与に関する3項目の文書に調印し、台湾はコスタリカに対し、1500万 ドル の借款を提供することになった。中南米地域33カ国中、台湾と国交を結んでいる国は16カ国で、現在台湾と国交のある28カ国の半分以上を占め、台湾外交のもっとも重要な地域である。

7月12日にはモスクワに台湾の民間出先機関である台北モスクワ経済文化協調委員会の駐モスクワ代表処が設立された。台北とモスクワの関係は40数年にわたって凍結されてきたが、代表処の設立は冷戦終結を象徴する関係改善の動きとも言える。台湾は今後、とくに経済、貿易および科学技術の分野を中心に、ロシアとの協力関係を強化していくものと思われる。

経 済

◎成長率 1993年のGNP伸び率は5.9%と、前年の6.0%からやや鈍化した。この間、成長率の政府目標値は年初の6.6%から、5月に6.3%、9月に6.1%と2度も下方修正された。成長率が伸び悩んだ主な原因は、政府予算の緊縮による公共投資の不足や、先進工業国向け輸出の衰退などにある。製造業を中心とする工業生産の不振もマイナス要因として働いた。しかし、民間投資の伸びは対前年比12.9%増と比較的好調だったため、ほぼ前年並の経済成長率は維持することができた。93年のGNPは名目価格で2195億2500万 ドル 、1人当たりGNP

は1万566 ドル となった。

◎輸出の鈍化 1993年の対外貿易では、いくつかの記録が更新された。(1)輸出入総額は、対前年比5.6%増の1619億9600万 ドル と史上最高、(2)対香港黒字167億2000万 ドル は、対前年比23%増と大幅に伸長したが、これは台湾の単一貿易対象地域として最高を記録、(3)対日貿易赤字は前年比13億5000万 ドル 増の142億2000万 ドル に達し、これも史上最高を記録、(4)輸出に占める重化学工業製品の比重が52%と初めて50%台を突破。

1993年の輸出総額は849億3500万 ドル で、増加率は前年の7%から4.3%に低下した。先進国の景気回復の遅れや、中国および東南アジア諸国との競争の激化などの要因が輸出の鈍化をもたらした。一方、輸出不振により工業生産が6%増に留まったことが、資本財などの輸入増加率低下に影響したため、輸入総額も770億6100万 ドル 、伸び率では前年の14.5%から7.1%と大幅に落ち込んだ。93年の貿易黒字は、前年比16億1900万 ドル 減の78億7400万 ドル と、84年以降の最低水準を記録した。

1993年の対米貿易黒字は67億6700万 ドル で、前年比で13%も減少し、ピーク時の87年の160億 ドル に比較すると半分以下に縮小した。経済部は11月に発表した報告書の中で、北米自由貿易協定(NAFTA)が発効すれば、今後6年間で台湾の対米輸出は少なくとも44億 ドル の損失を被るとの見通しを明らかにした。とくに電機製品や部品、金属製造、繊維、機械、自動車部品などの業種が影響を受けると見られている。対欧州貿易では、輸出が対米輸出同様、減少傾向にあり、92年の貿易黒字14億5000万 ドル が93年には6億7000万 ドル の赤字に転じた。

このように各国向けの輸出が伸び悩んでいるなか、香港向けの輸出だけが大幅に増加している。1993年の対香港輸出額は184億5500万 ドル で、前年比19.6%も増えた。うち、香港経由の対中輸出は129億 ドル となっているが、これで台湾の対中輸出依存度は14.9%に達した。台湾の香港および中国への輸出を品目別にみると、中間財が74%、機械設備が12.5%と生産財が大半を占めている。江丙坤経済部長は12月29日、貨物船に限定した中台間の直航便の就航を94年にも実現したいと表明した。その狙いは、香港経由による現行の中台間貿易よ

りも原材料、工業半製品の輸入コストを大幅に引き下げることにある。もっとも台湾当局が対中直接貿易に実際に踏み切るには、政治的配慮の必要もあり、まだまだ時間がかかるであろう。

円高の進行で日本からの輸入コストが上昇したため、1993年の台湾の対日貿易赤字は過去最大規模に拡大した。とくに日本からの部品調達に大きく依存する台湾の自動車産業などは、苦しい状況に追い込まれている。日台の民間代表機構である東亜経済会議と日本交流協会は11月6日、台北での会議で「貿易不均衡委員会」を共同設置し、日台間の拡大する貿易不均衡について長期的モニター方式により解決を図ることにしている。台湾では、大幅な貿易不均衡が続く貿易相手国に対する輸出入を一時的に停止できる権限を当局に与えることを盛り込んだ「貿易法」が1月14日、立法院によって採択された。

●**対外投資と資本導入** 1993年の台湾の対外投資（認可ベース、対中国間接投資は含まず）は、16億6000万ドルと対前年比87.2%も急増した。92年の対外投資が大きく落ち込んだことに対する反動と、93年に台湾プラスチックによるアメリカでの化学プラスチックの大型投資案件などがあったため、投資が大きく伸びたのである。台湾の南進政策を反映して、企業の東南アジアへの投資もある程度増えている。東南アジア各国政府の統計によると、93年の台湾からの投資額は、ベトナムが4億3600万ドル（47件）、マレーシアが3億4600万ドル（86件）、タイが2億900万ドル（60件）、インドネシアが1億3100万ドル（21件）、フィリピンが537万ドル（21件）、シンガポールが250万ドル（1件）となっている。

経済部の統計によれば、1993年に台湾企業が中国大陸に投資した金額は、9470社で52億5200万ドルである。とくに福建、山東、山西、四川などへの投資額がそれぞれの地域でこれまでの最高を記録した。経済部は3月2日、台湾企業の中国大陸での経済活動を掌握する目的で、「大陸地区での投資または技術協力の許可規定」を公布した。それによると、主管機関である経済部の許可がなければ、台湾企業は中国大陸で投資または技術協力を行なうことができない。また、この規定に合わせて、中国大陸での投資または技術協力を審査する際に、

何をもって「許可」、「禁止」、「ケース・バイ・ケースで扱う」等の判断を下すかについて、審査の基準を設けた。

一方、1993年の外国人・華僑の台湾への投資額は、12億1000万ドル（許可ベース）と前年に比べ17.1%も減少した。賃金の上昇や土地価格の値上がりなどが、海外からの台湾への投資を全般的に鈍化させている。金融、電機、貿易などのサービス部門への投資が減った半面、化学工業分野に対する投資が増加した。日本からの投資額は、前年比35%減の2億7251万ドルとなった。その原因としては、バブル崩壊後の日本国内の不景気によるところが大きいとされている。

●**金融・財政** 中央銀行は11月5日、公定歩合を5.625%から5.5%に引き下げた。同時に、担保貸出金利も6.125%から5.875%に下げた。中銀が公定歩合を下げたのは1992年10月5日以来のこと、一方の担保貸出金利引き下げは93年7月30日以来のことである。この金融緩和政策の背景には(1)経済成長率の見込みが下方修正されたことで、景気刺激策の必要が認識されたこと、(2)物価が安定しており、(3)国際収支がほぼ均衡しているため、金利下げをしやすい条件が整っていたこと、などの点を挙げることができる。

1993年9月末の外貨準備高は849億ドル、金準備は1354トロイオンスだった。中央銀行は外貨準備の運用方法を銀行預金から証券にシフトする傾向を強めており、9月末時点で、全体の約73%を外貨建て証券に投入し、外資系銀行への預金比率を従来の30%以上から26%に縮小した。12月末の外貨準備高は、835億7300万ドルと、前年に比べ12億600万ドルもの増額となった。

3月末現在の民間が所有している海外資産は400億ドルに達していたが、台湾に送金された年間の投資収益は20億ドルにも満たず、資金が海外に流出する割合は高いとみられる。中央銀行は8月11日、資金流出現象に対抗するための資金流入促進策として、法人などの商品・労務以外の海外から台湾への送金額（外為収入）の上限枠を個人と同様に年間500万ドルにまで緩和することとした。

台湾のマネーサプライは、1991年6月以降、年率15%以上の水準で増加してきたが、93年5月に

初めて警戒ラインの15%を下回るようになった。93年は金融緩和政策により、12月のマネーサプライの年平均増加率が再び上昇して14.92%となった。

1992年の国際収支は総合収支で12年ぶりに赤字を生じたが、93年に入ると株式市場への外資大量流入と外貨準備高の金利収入などの要因で総合収支は14億5000万 ドル の黒字に転換した。経常収支の黒字は58億4000万 ドル と10年来の最低を記録したが、その原因は商品貿易黒字の減少や海外旅行支出の増加によるものである。海外旅行支出の増加とは対照的に、観光収入は22億3000万 ドル と92年の水準を下回った。

貿易黒字の減少、民間の対外投資および海外旅行支出の増加などにより、台湾元の対米ドルレートは1992年7月から緩やかに下落する傾向にあった。93年2月8日には1 ドル =26.01元と26元台を突破した。その後、台湾元は一旦上昇したものの、7月24日には1 ドル =26.96元と27元台に迫った。それでも中央銀行の介入や台湾の金利がアメリカよりもはるかに高いということから、93年末には1 ドル =26.62元まで回復し、以後、元安の進行は止まった。結局、年初の1 ドル =25.43元をベースに計算すると、93年の台湾元は4.7%も下落したことになる。

財政部は2月9日、1990年8月に台北に駐在員事務所を開設した東京銀行の支店設置を許可した。これまで33年間にわたり、日本の銀行では第一勧業銀行だけが台湾で支店を設置して金融業務を続けてきた。6月3日には東海銀行の駐在員事務所が台北で開設された。一方、台湾省営の華南商業銀行は9月23日、台湾の銀行として初めて香港駐在事務所を支店に昇格させた。また中国信託商業銀行は11月12日、台湾の民間銀行として初めて香港に駐在事務所を開設した。その背景には、97年の香港の中国への返還に備え、台湾の銀行が香港に金融拠点を確保する思惑があったとみられる。これに対し、大陸資本の色彩を有する香港東亜銀行台北駐在員事務所が、10月6日正式に開設された。

審計部が2月に発表した1992年度中央政府総決算報告書によれば、歳入に占める中央政府の税収の比率は57.3%と、88年度以来の最低を記録した。それに対し、中央政府の公債と借入金の占める比率は25.3%と、ここ数年の最高水準に達した。このように中央政府の財政はかなり逼迫した状況に

ある。

立法院は5月28日、行政院が提出した1994年度中央政府総予算案から429億元を削減した1兆647億8000万元の予算を可決した。削減金額と削減率3.3%はともに史上最高を記録した。また前年度より68億元少ない、史上初のマイナス予算となった。これは、主に立法院の移転費用100億元の棚上げと、58億元分の国防費削減によるものである。国防支出は2470億7000万元と、総支出に占める割合も23.2%となった。発行済み公債の未償還分は94年度にすでに1兆元を突破し、歳出総額の法定上限65%にも迫っている。そのため、緊縮型の94年度中央政府総予算案では、大量の公債を発行している国家建設6カ年計画の規模縮小を余儀なくされた。経済建設委員会が7月9日に完成した「国家建設6カ年期中検討」によると、6カ年計画の資金総額を当初計画8兆2328億元から27.1%減の6兆元に下方修正した。

●株式市場 1993年の株式市況は、第1四半期に証券取引税が0.3%に引き下げられたこともあって、一時活況がみられたものの、第2四半期および第3四半期は、政局の不安定や景気の先行き不透明感などの要因により軟調であった。第4四半期に入ると、外人投資家の資金が大量に株式市場に流入したことに加えて、地方首長選挙で国民党が勝利したことで政局が比較的安定したため、12月31日には株価指数が6070.56ポイントと、2年6か月ぶりの高値を記録した。93年の証券取引総額は、9兆2900億元と前年比で3兆100億元も増えた。

財政部証券管理委員会（SEC）は3月25日、野村、大和、日興、山一の大手証券4社の台北駐在員事務所の開設を認可した。日系証券会社が台湾に正式な拠点を設置するのは今回が初めてである。事実上の互惠原則に基づき、日本の大蔵省はすでに3月22日に台湾の台証証券の東京駐在員事務所の開設を認めている。外資の台湾株式市場に対する投資規制を緩和する一環として、中央銀行と財政部は7月22日、海外機関投資家による投資総額の上限を現行の25億 ドル から50億 ドル に拡大することを決定した。

●物価 1993年の消費者物価指数は、対前年比

2.94%増と当初予測値の3.5%増を下回った。その原因は、(1)景気がそれほど回復していないこと、(2)台風の影響を受けず、食料品の価格が安定したこと、(3)一部の公共料金の値上げを先送りしたこと、などである。一方、卸売り物価指数はこの数年間マイナスであったが、貿易黒字の縮小、金融緩和、対外資金流出などの影響により、台湾元が米ドル、円に対し安くなったことや、畜産、加工食品類の価格が騰貴したことなどから、同2.51%増と82年以降で最高の上昇幅を記録した。

●**労働力** 行政院主計処が発表した1993年の人力資源調査結果によると、(1)失業率は1.45%と82年以降の最低、(2)労働力率は58.8%と83年以降の最低、(3)工業およびサービス部門における従業員の実質賃金上昇率は、4.7%と86年以降の最低となっている。また、産業別の就業構造では、94年のサービス業の就業人数が初めて50%を突破する見通しである。

国営の中国石油化学工業開発会社は1993年10月1日、総従業員1946人の8%に相当する165人を削減した。これは、台湾の国営企業にとって初めてのケースである。同会社は、94年6月に民営化する予定であるが、それまでに10%以上の人員整理が計画されている。このように、台湾にも国営企業の経営合理化の波が押し寄せている。

経済建設委員会は、1996年に単純労働者は25万人が不足すると予測している。企業の労働需要の増加に対処するため、すでにマレーシア、インドネシア、タイ、フィリピンから外国人労働者を受け入れているが、94年に新たにベトナムから導入する計画である。労工委員会によれば、93年末に就労許可証をもつ外国人労働者は4万人強となっており、大部分は、建設業、製造業および政府の公共事業に従事している。しかし、実際に導入された外国人労働者は、労工委員会が開放する外国人労働者の受入れ総枠11万人の4割にも満たないのである。その原因は、社会的影響を配慮して就労許可証を大量に発行しない労工委員会が、外国人労働者の受入れに慎重な態度をとっているからである。民進党は8月27日「労働政策綱領」を発表したが、そのなかで外国人労働者の受入れの問

題について、明確に反対の姿勢を表明した。

●**1994年の展望** 行政院は7月1日、輸出の衰退と工業生産の不振で成長が停滞している台湾経済の中長期的処方箋として「経済振興方案」を採択した。これは、国土総合開発、産業技術と労働力、金融、两岸経済貿易、行政効率などの対策を通じて、経済の振興を図るものである。とくに低迷している民間の投資意欲をいかにして回復させることができるかに主要な力点がおかれている。同方案は(1)産業レベル向上を加速する、(2)台湾をアジア太平洋地域のオペレーション・センターに発展させる、等を目指している。すなわち、海外の多国籍企業やハイテク企業を台湾に誘致するための環境整備を進めることによって、産業構造の高度化を目指す構想である。

今回の経済振興対策では、今後3年間の民間投資は年平均10~15%の成長目標が設定されている。それによって経済成長率も6~7%の維持が可能という。しかし、経済建設委員会は、台湾経済の厳しい現実を踏まえて、6月末に国家建設6カ年計画の後半3年間(1994~96年)の年平均経済成長の目標を当初の7%から6.2%に下方修正した。結局、前半3年間で目標の7%に達したのは初年度の7.3%だけであった。

経済建設委員会が12月に発表した「1994年国家建設計画」によると、94年の経済成長率の目標は6.2%、1人当たりGNPは1万1265ドル、消費者物価指数は3.8%増となっている。そして、各業種別の成長率はそれぞれサービス業7.4%、工業5.4%、うち製造業4.5%で、農業はゼロ成長を維持としている。また、国際貿易局は94年の対外貿易黒字は71億ドル(前年比9%減)、うち対香港黒字は212億ドル(同27%増)、対米黒字は40億ドル(同40%減)、対日赤字は158億ドル(同11%増)と予測している。94年に原油相場や農・工業用の原材料供給が比較的安定するとみられるのに加え、先進国経済が徐々に好転に向かっていることが台湾経済の持続的成長に好影響を及ぼすと、台湾の経済当局は分析している。しかし、台湾経済の行方を左右する最も大きな要因は、やはり対中経済関係の展開いかんにあるとみるべきだろう。

1月6日 ▶中国駐フランス大使館、台湾に対するミラージュ2000-5戦闘機60機の売却をフランス政府が正式承認したと発表。

8日 ▶フランス在台協会代表に初の現役外交官としてジャン・ポール・レオが就任。

14日 ▶立法院、「貿易法」(全文5章37条)を通過。

16日 ▶第2期国民大会第2回臨時会、李登輝總統の指名した新監察委員に同意権を行使し、監察院長候補の陳履安ら25人が信任され、4人が不信任と決まる。

21日 ▶外交部、台湾初の「外交報告書」を公表。

23日 ▶東欧国家として初のブルガリアの旅客機の第1便、桃園の中正国際空港に到着。

27日 ▶ドイツ政府、造船業界から申請の出ている台湾向け潜水艦2隻(10億^{ドル}に相当)の建造計画を却下。

2月1日 ▶第2期立法委員(定数61人)が正式に就任。立法院長に劉松藩、副院長に王金平を選出。

8日 ▶台湾とコスタリカ、サン・ホセでコスタリカに1500万^{ドル}の借款供与に関する3項目の文書に調印。

12日 ▶財政部、東京銀行台北駐在員事務所の支店昇格申請を9日付で認可したと発表。

13日 ▶經濟部、米国の国際知的所有権保護連盟が台湾の知的所有権保護措置を不満とし、米政府にスペシャル301条の適用を要請したとの米当局からの通告を受ける。

15日 ▶錢復外交部長、日本を私的訪問。

16日 ▶香港の台湾国民党経営紙「香港時報」、廃刊。

27日 ▶連戦内閣発足。閣僚平均年齢52.5歳。

3月2日 ▶經濟部、「大陸地区投資または技術協力認可弁法」を公布実施。

6日 ▶錢復外交部長、行政院に「国連参加方策小組」を設置することで連戦行政院長の同意を得たと表明。

16日 ▶台湾省議會、台湾省主席に宋楚瑜が就任する指名人事に賛成多数(賛成53, 反対12)で同意。

18日 ▶中央選挙委員会、92年の立法委員選挙の花蓮県選挙区で、黄信介民進黨前主席の第2位追加当選を発表。

20日 ▶台湾高等法院、首謀内乱罪の容疑で92年6月に懲役5年を受けた「台湾独立連盟」世界総本部の張燦鑾主席に無罪を判決。

21日 ▶ナウル共和国のドウィヨゴ大統領、訪台。

29日 ▶台湾プラスチック企業集団の王永慶会長、「第6ナフサ分解プラントと同拡大計画」(投資総額2180億元)が近く着工と発表。建設地は雲林県麦寮地区。

▶長栄航空と英国アジア航空、台北-ロンドン間の直行便にそれぞれ就航。

4月8日 ▶行政院、南沙、西沙、中沙、東沙など4群島の主権が台湾に属する「南海政策綱領」を可決。

13日 ▶台北駐日経済文化代表処の林金基代表が着任。

15日 ▶行政院、財政部が提案した「台湾地区と大陸地区の金融業務の許可弁法」を承認。

20日 ▶第2回国民大会第3次臨時会、考試院長に邱創煥、同副院長に呂有文の總統指名人事に同意。

21日 ▶台湾・ベトナム投資保護協定、ハノイで調印。

22日 ▶立法院、「著作権部分条文修正案」を通過。

27日 ▶海峡交流基金会の辜振甫理事長と海峡兩岸関係協会の汪道涵会長、29日までシンガポールで会談。

30日 ▶カンター米通商代表部代表、米包括通商法スペシャル301条に基づき、台湾を制裁対象の「優先監視国・地域」に特定したと発表。

5月3日 ▶チベット亡命政府代表団(団長はグライ・ラマの兄ギャロ・トンドゥブ)一行3人、訪台。

16日 ▶台湾大型貿易・投資・技術商談訪日団(139社参加)、23日まで訪日。

20日 ▶通産省の岡松社三郎通商政策局長、72年の日台国交断絶後、日本政府初の局長クラスとして訪台。

23日 ▶行政院勞工委員会、セメント、石材など6業種に約1万5000人の外国人労働者の導入を決定。

27日 ▶經濟部、オートバイと自動車の中国大陸地区への間接投資を条件付きで認可することを決定。

28日 ▶欧州会議、台湾の国際的政治経済地位を支持する決議案を採択。

▶立法院、史上初のマイナス予算となった1994年度中央政府総予算案(予算総額1兆675億1558万元)を通過。

6月7日 ▶国際貿易局の林義夫副局長、中国深圳で開かれる「中小企業輸出の促進拡大シンポジウム」に参加。

8日 ▶李国鼎總統府顧問、北京で江沢民総書記と会談。

10日 ▶行政院、2・28事件処理条例草案を可決。

13日 ▶民進黨全国代表大会、同党員で任期の半分を満たない公職人員が、召集または辞職以外に、他の公職選挙に立候補してはならない「任期制限条項」を可決。

15日 ▶立法院、「公職人員財産申告法草案」を通過。

23日 ▶立法院予算、国防、経済、内政4委員会合同会議、民進黨の提案した第4原発予算再凍結案を否決。

7月1日 ▶行政院、「経済振興方案」を承認。

5日 ▶蒙藏委員会の張駿逸委員長、米下院が1991年5月7日に可決した「チベットは中国によって非合法的に占領された独立国家」の決議案を強く批判。

10日 ▶民間の輝隆グループ、5年以内に1000億元を投資して粗鋼生産能力650万^{トン}の一貫製鉄所を建設と発表。

▶ベトナム駐台北経済文化事務所、正式に業務を開始。

12日 ▶台北モスクワ経済文化協調委員会の駐モスクワ代表処(代表は羅竜)、正式に開設。

22日 ▶中央銀行と財政部、海外機関投資家の台湾証券市場への投資限度総額を50億ドルにまで拡大すると決定。

27日 ▶台湾と韓国、台北で相互に代表部を設置する非公式な関係を結ぶ協定に調印。

30日 ▶南アフリカのアフリカ民族会議のマンデラ議長、訪台。

8月6日 ▶台湾とフィリピン、台北で「スービク湾工業区開発協力協議」に調印。台湾側は6000万ドルの借款供与。

▶パナマなど中米7カ国、ガリ国連事務総長に対し、台湾の国連加盟問題を国連総会で議題にするよう要請。

10日 ▶台湾とフランス、台北で航空協議書に調印。

▶リベリア、中国と国交を回復したため、台湾との外交関係を即日断絶すると発表。

▶国民党の「新国民党連線」7人、国民党を離党して「新党」の結成を宣言。8月22日に成立大会。

15日 ▶国民党第14期全国代表大会、台北で開催。出席および列席代表者は2498人。22日に閉会。

18日 ▶国民党第14全大会、党主席に李登輝を再選。また李主席が指名した李元簇、郝柏村、林洋港、連戦の副主席4人を賛成多数で選出。

▶外交部、ナイジェリアのタラバに総領事館を開設。

19日 ▶国民党14全大会、中央委員210人および中央委員候補105人を選出。

23日 ▶国民党第14期中央委員会1中全会、中央常務委員16人を選出、このほか李登輝党主席指名の15人を可決。

▶中国オリンピック委員会の何振梁主席と魏紀中秘書長、台北でのアジア五輪委執行委員会出席のため訪台。

30日 ▶海峡交流基金会の許惠祐副秘書長と海峡兩岸関係協会の孫亜夫副秘書長、北京で実務協議を開催。

31日 ▶中国國務院台湾事務弁公室、「台湾問題と中国の統一」と題する初の台湾白書を公表。

▶台湾の華欧貿易促進会とドイツ企業台湾委員会、ケルンで「台湾・ドイツ企業連盟協力趣意書」に調印。

9月3日 ▶徐立德行政院副院長、特使としてスワジランド独立25周年の記念式典に列席するため、台北を出発。

4日 ▶米台代表、ワシントンで米国が台湾にミサイル「ハーブーン」41基（6400万ドル）を売却する書類に調印。

6日 ▶内政部の「南海小組」、南シナ海の主権問題などを討議するため、「南海問題討論会」を台北で開催。

7日 ▶米内務省、台湾と中国が犀の角や虎の骨の売買を禁止したワシントン条約に違反と認定。

13日 ▶シンガポールのゴー・チョクトン首相一行13人、17日まで台湾を非公式訪問。

22日 ▶第48回国連総会の運営委員会、中南米7カ国提出の台湾の国連加盟決議案を議題としないことを決定。

23日 ▶華南商業銀行、台湾の銀行として初めて香港駐在員事務所を支店に昇格。

10月1日 ▶台湾独自開発の地对空ミサイル「天弓」中隊、初めて台北県三芝郷に配備。

6日 ▶米国からリースしたノックス級対潜フリゲート艦3隻、正式に就役。

15日 ▶英国の駐台北事務所である「英台貿易委員会」（1976年成立）、「英国貿易文化事務所」と改称。

26日 ▶内乱罪で指名されていた日本在住の「独立台湾会」の史明会長、台湾南部で逮捕される。同日夜保釈。

▶經濟部投資業務処および対外貿易發展協会、メキシコの国営外国貿易銀行と協力協議書に調印。

28日 ▶中国石油公司、石油製品18種類の値下げを29日から実施と発表。値下げ幅は2.5%。

11月2日 ▶海峡交流基金会と海峡兩岸関係協会による実務協議、中国廈門で再開。

4日 ▶中央銀行、公定歩合を5.625%から5.5%に引き下げ。

10日 ▶日本経団連の平岩外四会長、訪台。

12日 ▶中国信託商業銀行、台湾の民間銀行として初めて香港に駐在員事務所を開設。

15日 ▶李登輝總統、陸軍航空部隊台南帰仁基地に配備された米国製攻撃型ヘリ「AH-1W」（コブラ）などを視察。

20日 ▶米シアトルでのAPEC閣僚会議に出席した江丙坤経済部長、「統一条件が成熟するまでは一つの中国を目指しつつ、段階的な二つの中国政策をとる」と言明。

24日 ▶軍の実力者で總統府国策顧問の許歴農、国民党を離党して新党に入党。

25日 ▶駐台北韓国代表部（韓哲洙代表）、正式に発足。

27日 ▶11月17日に告示された台湾省管轄下の16県5市と福建省2県の統一地方首長選挙を実施。

28日 ▶民進党の許信良主席が辞職。施明德中央常務委員、1994年5月の主席選挙まで新主席に就任。

12月3日 ▶立法院、憲法修正委員会の増設を内容とする立法院組織法第15条の修正案を通過。

4日 ▶モンゴルのビャムバスレン前首相、訪台。

14日 ▶株式市場での取引総株数、1日の取引量として26億9000万株と史上最高を記録。

15日 ▶中国の著名作家で元文化相の王蒙、訪台。

18日 ▶海峡交流基金会と海峡兩岸関係協会による台北会談、22日まで開催。

24日 ▶嚴家淦元總統、台北で死去、88歳。

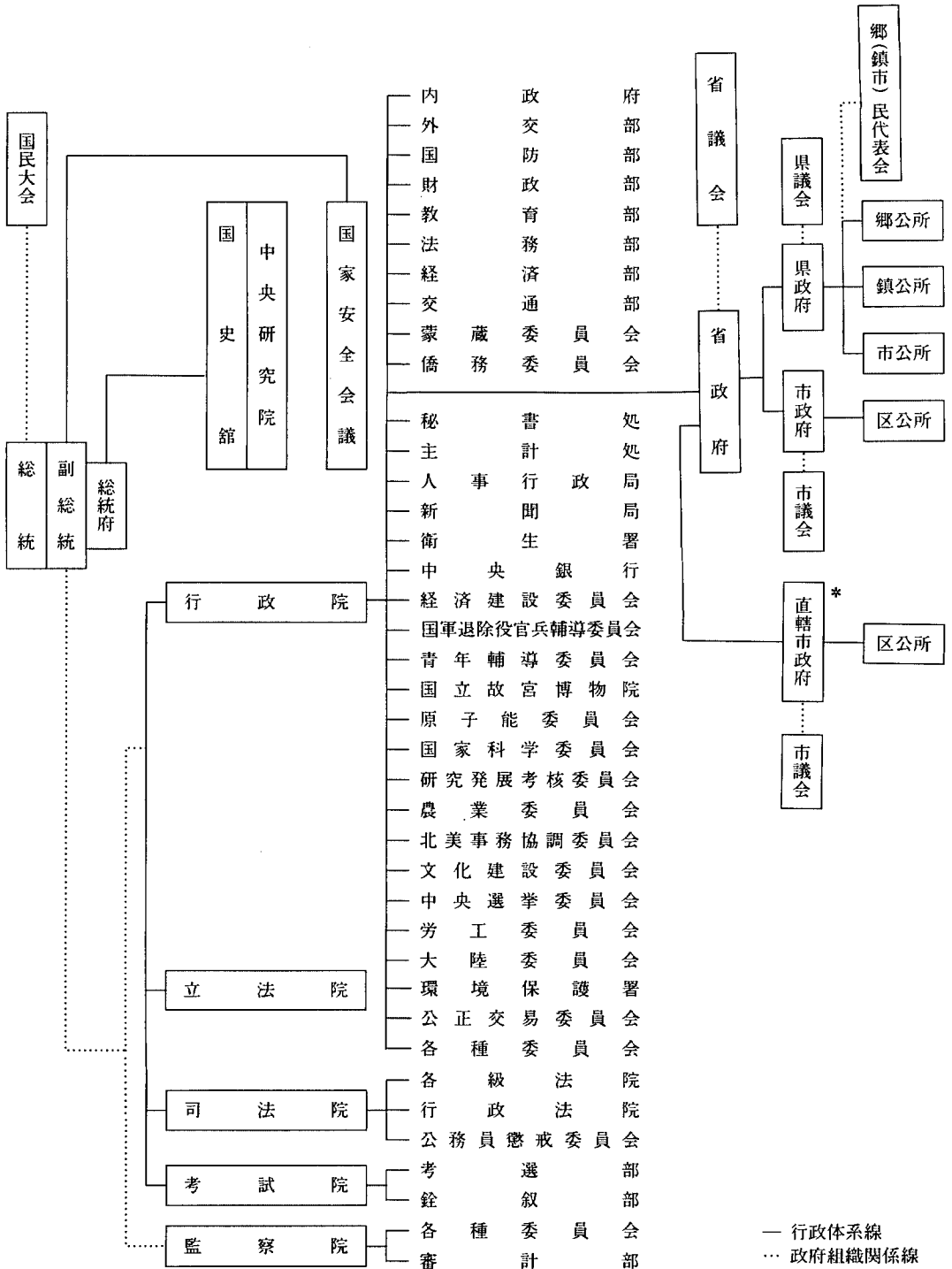
28日 ▶93年で10度目の乗っ取りによる中国機が台湾へ。

29日 ▶江丙坤経済部長、貨物船に限定した中国—台湾間の直航便の94年就航を検討と表明。

30日 ▶連戦行政院長、マレーシアおよびシンガポールを非公式訪問するため台北を出発。

▶立法院、国家安全会議など3組織法案を通過。

圖 台灣政府機構圖 (1993年末現在)



* 1967年台北市が、1979年高雄市が省轄市からそれぞれ行政院直轄市に昇格した。行政院直轄市政府は省政府と同格。

2 連戦内閣名簿

(1993年12月31日現在)

行政院長 連 戦 (台湾省出身, 57歳)
 副 院 長 徐立德 (河南省出身, 62歳)
 政務委員 郭婉容 (台湾省出身, 63歳)
 政務委員 王昭明 (福建省出身, 73歳)
 政務委員 蕭万長 (台湾省出身, 54歳)
 政務委員 黄昆輝 (台湾省出身, 57歳)
 政務委員 黄石城 (台湾省出身, 55歳)
 政務委員 夏漢民 (福建省出身, 61歳)
 政務委員 丘宏達 (福建省出身, 57歳)
 内政部長 吳伯雄 (台湾省出身, 54歳)
 外交部長 錢 復 (浙江省出身, 58歳)
 国防部長 孫 震 (山東省出身, 59歳)
 財政部長 林振国 (福建省出身, 56歳)
 教育部長 郭為藩 (台湾省出身, 56歳)
 法務部長 馬英九 (湖南省出身, 43歳)
 經濟部長 江丙坤 (台湾省出身, 61歳)
 交通部長 劉兆玄 (湖南省出身, 50歳)
 蒙藏委員長 張駿逸 (湖南省出身, 43歳)
 僑務委員長 章孝嚴 (江西省出身, 51歳)

(注) (1) 連戦内閣は1993年2月27日発足。

(2) 蕭万長政務委員は経済建設委員会主任委員を兼任。また、黄昆輝政務委員は大陸委員会主任委員を兼任。

3 国民党第14期中央常務委員 (31名)

(1993年8月23日, 国民党第14期1

中全会で選出)

	年齢	出身	選出方法
俞国華	79	浙江	主席指名
李 煥	76	湖北	〃
蔣彥士	78	浙江	〃
邱創煥	68	台湾	〃
劉松藩	62	台湾	〃
辜振甫	76	台湾	〃
施啓揚	58	台湾	〃
許水徳	62	台湾	〃
朱楚瑜	51	湖南	〃
陳金譲	58	台湾	〃
郭婉容*	63	台湾	〃
吳伯雄	54	台湾	〃
錢 復	58	浙江	〃
孫 震	59	山東	〃
陳田錫	65	台湾	〃
徐立德	62	河南	中央委員互選
黄大洲	57	台湾	〃
蕭万長	54	台湾	〃
閻 中	53	河北	〃
簡明景	58	台湾	〃
王金平	52	台湾	〃
宋長志	77	遼寧	〃
吳敦義	45	台湾	〃
章孝嚴	52	江西	〃
周世斌	63	四川	〃
陳健治	49	台湾	〃
黄昆輝	57	台湾	〃
謝隆盛	52	台湾	〃
謝深山	54	台湾	〃
宋時選	71	浙江	〃
李鐘柱*	55	江蘇	〃

(注) *は女性。

4 「辜汪会談」 4 協議の調印文書(1993年4月29日, シンガポール
で調印, 1993年5月29日発効)**1. 两岸公証文書の使用と認証の協議**

財団法人海峡交流基金会と海峡兩岸關係協會, 中国公証員協會は, 兩岸公証文書の使用と認証について協議の結果, 以下の合意に達した。

(1) 連絡の主体

a. 公証文書の副本送付および認証に関しては, 双方はそれぞれ財団法人海峡交流基金会と中国公証員協會または關係ある省, 自治区, 直轄市の公証員協會が相互に連絡する。

b. 本協議その他の関連事項は, 財団法人海峡交流基金会と海峡兩岸關係協會が連絡する。

(2) 公証文書副本の送付

a. 双方は, 相続, 養子縁組, 婚姻, 出生, 死亡, 委託, 学歴, 定住, 扶養親族および財産権利の証明に関す

る公証文書副本の相互送付に同意する。

b. 双方は, 公証文書使用の必要に基づき, 送付する公証文書副本の種類を増減を別途取り決めることができる。

(3) 公証文書の認証

a. 認証の事由

公証文書は次の状況に該当する場合は, 双方が相互に協力して認証すべきである。

イ) 公証機関の受理範囲にかかわる規定の違反。

ロ) 同一事項の異なる公証機関における公証。

ハ) 公証文書の内容と戸籍資料またはその他の保管資料との記載不一致。

ニ) 公証文書内容の前後矛盾。

ホ) 公証文書の文字や印鑑の不鮮明もしくは改竄, 抹消の痕跡の疑い。

ヘ) その他の異なる証拠資料。

ト) その他の再調査を必要とする事項。

b. 拒絶の事由

認証事由が明記されず、または公証文書に他の証明印章が押捺された場合、認証を受ける側は理由を付してこれを拒否することができる。

c. 返答の期限

認証を受けた側は、認証依頼書を受け取った日から30日以内に返答しなければならない。

d. 認証の費用

認証の要請を提出した側が認証の要請を受け入れた側に対し、適当な費用を支払わなければならない。

認証費用の基準および支払い方法は、双方が別途協議する。

(4) 文書の書式

公証文書の副本の送付、認証と返答は、双方が協議して適当な文書の書式を使用しなければならない。

(5) その他の文書

双方は、公証文書以外の文書認証について、個別の案件を協議し、かつ協力することに合意する。

(6) 協議の履行、変更および終止

双方は、協議を遵守しなければならない。変更または終止の協議は、双方の同意を得なければならない。

(7) 争議の解決

本拠協議の適用によって生じた争議について、双方は可及的速やかに解決を協議しなければならない。

(8) 未解決の事務

本協議で仮に未解決の事務があれば、双方は適当な方法で別途取り決めることができる。

(9) 調印の発効

本協議は、双方が調印した日から30日後に発効し、実施する。

本協議は4月29日に調印し、1式4通で、双方がそれぞれ2通を保有する。

財団法人 海峡交流基金会
代表 辜振甫
海峡兩岸關係協會
代表 汪道涵

2. 兩岸留郵郵便物の照会、補償事務の協議

財団法人海峡交流基金会と海峡兩岸關係協會、中国通信学会郵政事業委員会は、兩岸の留郵郵便物の照会および補償事務について協議を行ない、以下の合意に達した。

(1) 開設業務の範囲

本協議でいう留郵郵便物とは、書簡、葉書、航空書簡、印刷物、新聞紙、雑誌および盲人用文書を指す。上記の開設業務範囲について、双方は書面でその増減を協議することができる。

(2) 連絡方法

書留郵便物の照会は財団法人海峡交流基金会と中国通

信学会郵政專業委員会またはその指定する郵便物処理センター（航空郵便物センター）が相互に連絡する。

その関連事務は、財団法人海峡交流基金会と海峡兩岸關係協會が相互に連絡する。

(3) 郵送方法

書留郵便物は、第3国、地域経由で郵送処理する。

(4) 照会期限

書留郵便物の照会は、差出人が差し出した翌日から12カ月以内に提出しなければならない。

(5) 返答期限

照会を受けた側は、照会文書を受け取った日から3カ月以内に返答しなければならない。

(6) 点検書の発送

一方が他方の封印して郵送してきた郵便袋を受け取って、書留郵便物の紛失、盗難もしくは破損などの状況がある場合は、即刻点検書を作成発送し、相手側は速やかに調査回答をしなければならない。

(7) 各自による弁済

書留郵便物に紛失、盗難もしくは破損などの状況が生じた場合、発送した側が補償の責任を負い、相互の清算は行なわない。

(8) 文書の書式

双方は、それぞれの郵政慣例により調査表、点検書、返答書簡および簡易書簡を印刷し、相互の認可を経たあと使用する。

(9) 協議の履行、変更と終止

双方は協議を遵守しなければならない。協議の変更と終止は、双方の同意を得なければならない。

(10) 争議の解決

本協議の適用によって生じた争議について、双方は可及的速やかに解決を協議しなければならない。

(11) 未解決の事務

本協議で仮に未解決の事務があれば、双方は適当な方法で別途取り決めることができる。

(12) 発効と実施

本協議は、双方が調印した日から30日後に発効し、実施する。

本協議会は、4月29日に調印し、1式4通で、双方がそれぞれ2通を保有する。

財団法人 海峡交流基金会
代表 辜振甫
海峡兩岸關係協會
代表 汪道涵

3. 両会の連絡と会談の制度化の協議

財団法人海峡交流基金会（以下、海基金会と略称）と海峡兩岸關係協會（以下、海協會と略称）は、連絡と会談

の制度化を確立するため、協議の結果次の合意に達した。

(1) 会談

海基会理事長と海協会会長は、実際の必要に応じ、双方の同意を経て両会の会務について会談を行なうが、場所と関連する問題は別に協議して決定する。

海基会副理事長と海協会常務副会長もしくは両会の秘書長は、原則として半年ごとに1回、兩岸において輪番、または協議し決定した第3の地点で、両会の会務について会談する。

両会の副秘書長、処長、主任級人員は、主幹業務について四半期ごとに兩岸が選んだ地点で協議する。

(2) 事務的協議

双方は、兩岸の交流から派生した協議を必要とする問題について、できる限り速やかに特定の案件として協議するとともに、協議書に調印する。

(3) 専門小組

双方は、業務上の必要によりそれぞれ経済小組と総合事務小組を設置することに同意する。

(4) 緊急連絡

双方は、それぞれが指定する副秘書長を緊急事件の連絡者とし、相互に連絡するとともに適当な措置をとることに同意する。

(5) 出入境往來の便宜

双方は、本協議が定めた事由により、相互にとりきめた両会の会務人員の適当な出入境往來と検査・通関などの便宜を供与することに同意する。

(6) 協議事項の履行、変更と終止

双方は、協議を遵守しなければならない。協議の変更または終止は、双方の協議と同意を経なければならない。

(7) 未解決の事務

本協議で仮に未解決の事務があれば、双方は適当な方法で別途取り決めることができる。

(8) 調印と発行

本協議は、双方が調印した日から30日後に発行する。

本協議は、4月29日に調印し、1式4通で、双方がそれぞれ2通を保有する。

財団法人 海峡交流基金会
代表 辜振甫
海峡兩岸關係協會
代表 汪道涵

4. 辜汪会談の共同協議

財団法人海峡交流基金会（以下、海基会と略称）の辜振甫理事長と海峡兩岸關係協會（以下、海協会と略称）の汪道涵会長は、それぞれの会を代表して本年4月27日から29日までのシンガポールにおいて会談を行なった。今回の会談は、民間的、経済的、事務的および機能的性

格をもつものであり、海基会の邱進益副理事長と海協会の唐樹備常任副会長、鄒哲開副会長兼秘書長らが会談に参加した。双方は次のような合意に達した。

(1) 本年度の協議議題

双方は、今年内に「関係規定に違反して相手側地区に進入した人員の送還および関連問題」、「共同で海上密輸、略奪等の犯罪活動に打撃を与える問題」、「兩岸の海上漁業紛争処理の協議」、「兩岸の知的財産権（知識所有権）の保護」および「兩岸司法機關の相互協力（兩岸の法院間の連絡と協力）」（暫定）などの議題について事務的協議を行なう。

(2) 経済交流

双方は、兩岸の経済交流を強化し、互いに補い、互いに利するべきと認めた。双方は、台湾企業による大陸投資の權益および関連問題、兩岸の商工会関係者の相互問題などについて、期日と場所を選んで引き続き協議することに合意した。

(3) エネルギー、資源の開発と交流

双方は、エネルギー、資源の開発と交流を強化することについて協議することに合意した。

(4) 文教、科学技術の交流

双方は、青少年の相互訪問と交流、兩岸マスコミの交流および科学技術の交流を積極的に促進することに合意した。年内に青少年の技能競技および相互訪問を行ない、青年の交流、マスメディア責任者とベテランジャーナリストの相互訪問を促進する。さらに科学技術者の相互訪問を促進し、科学技術出版物の交換と科学技術名詞の統一と製品の規格標準化問題を検討し、共にコンピュータおよびその他の産業科学技術の交流を促進することに合意した。これに関連する事柄は改めて協議する。

(5) 調印と発効

本共同協議は、双方が署名調印した日から30日後に発効し、実施する。

本共同協議は、4月29日に調印し、1式4通で、双方がそれぞれを2通を保有する。

財団法人 海峡交流基金会
代表 辜振甫
海峡兩岸關係協會
代表 汪道涵

5 中国国民党規約

(1993年8月17日、第14期全国代表大会第12次修正)

前言

中国国民党は、総理孫中山先生によって創立され、数多くの困難や危険を乗り越え、国民革命を指導し、アジ

ア最初の民主共和国を樹立し、興中会から同盟会、国民党、中華革命を経て中国国民党に至るまで、伝統を継承し、時の推移に伴いますます近代的になっている。そして三民主義五権憲法の宗旨を実行し、民主憲政の理念実現に努め、国家の富強統一目標を追求することは終始一貫している。わが党同志全員が伝統的な革命精神を堅持し、互いに鞭撻し互いに励み、共に信念を持ち共に実行することを願う。

第1章 総綱

第1条 中国国民党（以下「本党」と称す）は民主政党であり、三民主義、五権憲法の実現を目標とし、中華民国を自由・民主・均富・統一の民主共和国に建設する使命を担っている。

第2条 本党は三民主義を信奉する全国および海外の同胞を結合して党员とし、謹んで総理と総裁および故蔣主席経国先生の遺訓を守り、全民の力を終結して中華文化を復興し、民主憲政を実行し、共産主義に反対し、国家分裂に反対し、共に中華民族全体の利益のために奮闘する。

第3条 本党の組織原則は、党员を党の主体とし、幹部を組織の骨幹とし、広大な民衆を統合して民主精神を貫徹し、以て組織のある民主、規律のある自由を実現する。

第4条 本党の指導方針は、民主によってコンセンサスを築き、思想によって同志を結合し、組織によって力を結集し、政策によって政治を導き、行動によって使命を貫徹する。

第5条 本党の党政運営は、主義に基づいて政策を制定し、政策によって人事を定め、組織によって行政担当党员を結合する。党の政策は民主手続きを経て決定された後、行政に従事する党员が責任を持って実施貫徹する。

第6条 本党の社会関係は、つねに民衆とともにあり、社会の脈動を掌握し、民衆の願望を察知して党の政策と民衆の利益を密接に結合させる。

第2章 党员

第7条 三民主義を信奉し、本党の党規約および党员の規則を遵守しようとする者は、すべて規約に沿って入党申請ができ、本党の許可を経たのち党员となる。党员の入党手続きは別途これを定める。大陸地区で共産制度に反対し、三民主義に共鳴して、本党と協力して国家統一に力を注ぐことを志す者は、すべて本党の精神党员とみなす。精神党员は組織に振興改革の意見を提出する権利を有する。

第8条 党员は次の権利を有する。

(1) 党の会議における発言権、提案権、表決権。

- (2) 党内での選挙権、被選挙権、罷免権。
 (3) 本党の指名または許可を経て参加する各種選挙に、党の支持を受ける権利。
 (4) 組織に党政の振興改革意見を提出する権利。
 (5) 党の工作に従事中に死傷した者は、党が慰労、救済しなければならない。党员または遺族にもこれを申請する権利がある。
 (6) 党の工作に従事中に困難に遭い、失業し、または病気に罹り、扶養者のいない者は、党が扶助しなければならない。
 (7) 老齢、貧困、または重大な危険あるいは災害に遭った党员は、党が世話しなければならない。

第9条 党员は次の義務がある。

- (1) 本党の三民主義を広め、本党の主張を貫徹し、本党の政綱、政策を支持する。
 (2) 党の会議に出席し、党の活動に参加し、党費を納付する。
 (3) 党の決議を実行し、党の命令に服従し、党の規律を順守する。
 (4) 社会活動に参加し、努めて民衆のために奉仕する。
 (5) 積極的に党友と連携する。
 (6) 優秀な人材の入党を紹介する。
 (7) 本党が指名した各種選挙の候補者を支持する。

第10条 党組織強化のため、2年毎に党籍の改定を行ない、4年ごとに党籍総点検を実施しなければならない。必要の際は党员総登録を実施することができ、その実施方法は中央委員が定める。

第3章 組織

第11条 本党の組織系統および権力機関は次のとおり。

- (1) 中央＝全国代表大会、閉会期間は中央委員会。
 (2) 省級＝省級代表大会、閉会期間は省級委員会。
 (3) 県級＝県級代表大会、閉会期間は県級委員会。
 (4) 区級＝区党部党员大会または代表大会、閉会期間は区党部委員会。
 (5) 小組——小組会議。

本党は地区によって各級党部を設立するほか、各種の党部を設置することができ、その組織系統は中央委員会が定める。

第12条 海外の党部、総支部および中央直属支部は省級党部に相当し、支部および中央直属分部は県級党部に相当し、分部は区級党部に相当する。その組織は中央委員会が必要に応じて定める。

第13条 本党の大陸地区における組織は、中央委員会が定める。

第14条 本党は重要任務執行のため、各種党部を統合運用しなければならない。併せて、工作の必要に応じ、

各種団体、機関に党団を設置することができる。その方法はいずれも中央委員会が定める。

第4章 総理

第15条 本党は三民主義、五権憲法を創立、実行した孫文先生を総理とする。

第16条 党員は総理の指導に服従し、主義の遂行に努力しなければならない。

第17条 総理を全国代表大会の主席とする。

第18条 総理を中央執行委員会の主席とする。

第19条 総理は全国代表大会の決議を再付議する権限をもつ。

第20条 総理は中央執行委員会の決議に対して最終決定の権限をもつ。

第5章 総裁

第21条 本党に総裁を設け、全国代表大会で選出し、第4章に規定されている総理の職権を行使する。

第6章 主席

第22条 本党に主席1人を設け、全国代表大会代表による無記名単記法で選出する。副主席若干名を設け、本党主席が指名して全国代表大会の同意を経て任命する。

主席、副主席は4年ごとに改選し、再選すれば1回再任できる。主席、副主席の任期は次の主席、副主席が選出される日とする。

主席は全党の党務を総括し、全国代表大会、中央委員会および中央委員会常務委員会の主席とする。副主席は主席を補佐して党務を処理する。

主席空位の際は、副主席が全国代表大会で採決した順位に基づいて代理し、ならびに3カ月以内に臨時全国代表大会を召集して新主席を選出して残された任期を補う。ただし、残った任期が1年未満の場合は、別に選挙を行わない。

主席選挙方法、副主席同意任命方法は別途に定める。

第7章 全国代表大会

第23条 全国代表大会は本党の最高権力機構であり、2年毎に1回、中央党部所在地で開催し、中央委員会が召集する。

全国代表大会代表の任期は4年、その構成は次のとおり。

- (1) 各級党部選出の代表。
- (2) 中央委員会。
- (3) 中央常務委員会選定の代表。

上記(2)と(3)の両項の代表人数は代表総数の3分の1を超えてはならない。

全国代表大会開催期日および主要議題は、2カ月前に全党員に通告しなければならない。

中央委員会が必要と認めた際または省級党部の半数以上が請求した際は、臨時全国代表大会を召集することができる。

第24条 全国代表大会の主な職権は次のとおり。

- (1) 党規約の修正。
- (2) 政綱、政策の決定。
- (3) 中央委員会の業務の検討。
- (4) 党務、政治議題の討論。
- (5) 党主席の選挙。
- (6) 党主席指名の副主席の同意と任命。
- (7) 党主席指名の中央評議委員会の承認。
- (8) 中央委員会委員の選挙。

全国代表大会の閉会期間は、中央委員会総会が職務を執行し、ならびに全国代表大会に対して責任を負う。

第8章 中央委員会

第25条 中央委員会に委員210人、候補委員105人を設け、全国代表大会で選出する。その選挙方法は別途に定める。

中央委員会総会は年1回、中央党部所在地で開催し、中央常務委員会が召集する。中央常務委員会が必要と認めた際または中央委員の半数以上が請求した際は、臨時中央委員会総会を召集することができる。

中央委員会の組織規則は中央委員会総会が制定する。

第26条 中央委員会の任務は次のとおり。

- (1) 全国代表大会決議の執行ならびに本党の対外代表となる。
- (2) 党務、政治事項の討論および処理。
- (3) 中央常務委員の選挙。
- (4) 各級党部の組織ならびに指導。
- (5) 党幹部の養成ならびに管理。
- (6) 党規律の執行。
- (7) 党経費の調達ならびに配分、支出。

中央委員会総会の閉会期間は、中央常務委員会が職務を執行し、ならびに中央委員会に対して責任を負う。

第27条 中央常務委員会に常務委員31人を設け、主席が職務の必要に即して10から15人を常務委員に指名し、その他は中央委員会委員が互選する。選挙方法は別途に定める。

第28条 中央委員会に秘書長1人、副秘書長1から3人、各処、会、院の主管若干名を設け、その任命方式は中央委員会組織規則によって定める。

第29条 中央に評議委員会若干名を設け、総裁招聘者は留任し、その他は主席が、招聘し全国代表大会がこれを承認または追認する。その職権は次のとおり。

- (1) 党政の重要な振興改革の評議および建議に関する事項。
- (2) 本党党員の政治言論行動が本党の主義、政綱、政策に合致しているか否かの監察に関する事項。
- (3) 重大な紀律案件の監察に関する事項。
- (4) 党主席の諮問事項。
- (5) 党務経費及党営事業の監督事項。

中央評議委員会は会議方式で職権を行使し、決議事項は党主席が中央委員会に交付して処理する。

中央評議委員会議に主席団主席若干名を設け、会議を主宰する。その人選は党主席が指名し、全国代表大会がこれを承認する。

中央評議委員会議の規則は中央委員会が制定する。

第9章 省、県級委員会

第30条 省、県級代表大会は3年に1回開催し、次の状況の一つがある時は臨時代表大会を召集することができる。

- (1) 1級上の党部が召集を指示したとき。
- (2) 同級委員会が必要と認めるとき。
- (3) 1級下の党部の半数以上が請求したとき。
- (4) 県級は所属する党員の3分の1以上が請求したとき。

省、県級代表大会の召集は、必要と認めるとき、省、県級委員会がそれぞれの上級党部の認可を受け、延期することができる。

第31条 省、県級代表大会の職権は次のとおり。

- (1) 同級委員会の業務の検討。
- (2) 同党部組織管轄区内の党務推進方針の決定。
- (3) 同級の行政、企業に従事する同志の党任務遂行成績の検討。
- (4) 地方政治、社会建設を促進する方途の討議。
- (5) 同級委員会委員の選挙。

第32条 省、県級委員会の任務は次のとおり。

- (1) 上級党部の指示、同級代表大会決議の執行。
- (2) 所属党部を組織するとともに、その管轄範囲内の企画、指導、統合、考査の責任を負う。
- (3) 所属の行政、企業に従事する同志の党政策遂行の督促。
- (4) 所在地区社会各層の人士と連携、団結し、本党の主張を支持し、本党の政策を貫徹する。
- (5) 党員の社会関係の広まりを助成し、地方の振興、革新すべき業務の推進。
- (6) 所属幹部の育成ならびに管理。
- (7) 各種選挙での本党候補者の選挙戦の企画及び支援。
- (8) 党紀律の執行。
- (9) 経費の調達ならびに配分、支出。

第33条 省、県級委員会に主任委員1人を設け、党務執行の責任を負い、必要に応じて副主任委員を設けることができ、いずれも省、県級委員が互選する。必要の際は上級党部が暫時派遣して代行することもできる。

省、県級党部に評議委員を設け、上級党幹部が選任する。その設置方法は中央委員会が制定する。

第10章 区党部、区分部、小組

第34条 区党部は基層業務の指導中心となり、区分部は基層工作の行動単位となる。区党部、区分部の党員大会は2年1回開き、必要のときは臨時会議を開くことができる。区党部、区分部がその管轄範囲が広すぎまたは党員人数が多すぎ、党員大会の開催が不可能な場合、上級党部の許可を経て代表大会を開催することができる。

第35条 区党部、区分部の党員大会または代表大会の職権は次のとおり。

- (1) 同区委員会の業務の検討。
- (2) 基層党務推進方針の決定。
- (3) 同級の行政、企業に従事する同志の党任務遂行成績の検討。
- (4) 基層の政治、社会の建設及び民衆に対する奉仕を促進する事項の検討。
- (5) 同区委員会委員の選挙。

第36条 区党部、区分部委員会の任務は次のとおり。

- (1) 上級党部の指示および同区党員大会または代表大会の決議の執行。
- (2) 全区の党組織を確立し、その活動を指導し、支援し、奉仕業務を展開して社会建設を促進する。
- (3) 同区幹部の育成ならびに管理。
- (4) 党員の教育を実施し、党性、党道徳を培養し、組織意識の増進を図る。
- (5) 三民主義を宣伝し、民情民意を反映し、社会動向を把握し、広く民衆を結合する。
- (6) 各種選挙での本党候補者の選挙戦の企画および支援。
- (7) 党紀律の執行。
- (8) 同区党幹部経費の調達ならびに配分、支出。

区党部区分部に常務委員1人を設け、同委員会委員が互選する。必要のときには上級党部が指名派遣することができ、党部執行の責任を負う。

第37条 小組は本党基層組織の基本単位を構成するもので、党員若干名で構成する。小組に組長一人を設け、小組党員が互選する。必要ときは党員が志願登録して担当し、または上級党部が指名派遣し、小組同志の各種工作および活動展開について連係の責任を負う。

第38条 小組会議は原則として毎月1回開く。ただし状況が特殊なものは別に定めることができる。

第39条 小組の任務は次のとおり。

- (1) 上級党部の指示を執行し、組織の任務を貫徹する。
- (2) 広範に党員を募集し、党の組織を発展する。
- (3) 党員教育を実施し、組織意識を増進する。
- (4) 三民主義を広め、民衆を結合し、民衆に対する奉仕を拡大する。
- (5) 同志間の情誼を深め、互助協力を促進し、党員間の連係と世話を行なう。
- (6) 各種選挙で党員を動員して有権者を獲得し、本党公認の候補を支援する。
- (7) 各種群衆の場で党員と連携して、党のために発言し、政策を弁護する。
- (8) 党員の意見・民衆の苦難を反映し、党政の振興革新に関する事項を研究しならびに建議する。
- (9) 党の規律を執行する。
- (10) 党費を集めて納める。

第11章 幹部と任期

第40条 本党幹部は三民主義を信奉し、実践し、本党の政策を貫き、党員および民衆の団結を促し、党の任務完遂のために奮闘しなければならない。

第41条 本党幹部は党務幹部、政治幹部、社会幹部に区分し、その選抜、訓練、任用および考査の方法は中央委員会が定める。

第42条 本党各級組織および指導幹部は、各種の優秀人材を推挙し、教育、養成と運用を行ない、党に人材を集め、ならびに党員が特徴を発揮して義務的に党に奉仕するよう積極的に奨励しなければならない。その実施方法は中央委員会が定める。

第43条 各級委員会と小組長の任期は次のとおり。

- (1) 中央委員会委員の任期は4年。
- (2) 省級委員会委員の任期は3年。
- (3) 県級委員会委員の任期は3年。
- (4) 区級委員会委員の任期は3年。
- (5) 小級組長の任期は1年。

候補委員の任期は委員と同じ。

各級委員会の改選が事情によって延期したとき、その委員の任期は次期委員会成立の日まで延期する。

情況特殊の党部の委員の任期は、中央委員会が別個に定める。

各級委員会委員に欠員が出た時は、同級の候補委員によって順次補充する。

第44条 各級委員会開会するとき、候補委員は列席することができ、委員欠席の際、列席した候補委員によって欠席数を順次補充し、会議中、臨時の表決権を持つ。ただし候補委員の表決権者は、出席委員人数の3分の1を超えてはならない。

第12章 紀律と賞罰

第45条 党員が三民主義を信仰し、実践し、党規約を遵守し、党の政綱、政策を貫徹し、党の決議に従い、党の利益を増進し、党の名譽を擁護し、業績または貢献のある者は、権限職責を持つ部門がそれを奨励する。その実施方法は別途に定める。

第46条 党員が次の行為をした者は、党紀に違反することとして、党の懲罰を受けなければならない。

- (1) 党の主義、党規約、政綱、政策または決議に違反すること。
- (2) 党の利益または名譽を毀損すること。
- (3) 党内に小グループを組織して、党の団結を破壊すること。
- (4) 悪意に本党または同志を攻撃、誹謗すること。
- (5) 他の政党に加入すること。
- (6) 党の重大秘密を漏らすこと。
- (7) 基礎組織から離脱すること。

第47条 党員が紀律に違反したものは、次のとおり区分して懲戒する。

- (1) 戒告。
- (2) 党職停止。
- (3) 党権停止。
- (4) 党籍抹消。
- (5) 党籍除名。

各級委員会で紀律に違反したものはその組織を解散する。一党部の党員多数が紀律に違反したものはその組織を解散するとともに、改めて登録を行なう。

第48条 本党所属の政務官および各級民意代表の言動は党員の模範とならなければならない。その紀律規則は別途で分別して制定する。

第49条 党員または各級組織が紀律違反したとき、所属党部またはその上級党部は審査をし、処分を議定しなければならない。その権限職責は次のとおり。

- (1) 戒告処分は所属党部または上級党部委員会が議決して執行する。
- (2) 党職停止、党権停止の処分は省級党部委員会が議決し、並びに中央紀律考査委員会に報告し、その批准を受けて執行する。
- (3) 党籍抹消処分は中央紀律考査委員会が議決して執行する。
- (4) 党籍除名の処分は中央紀律考査委員会が議決し、並びに中央常務委員会の批准を受けて執行する。

被処分者が処分の決定に対して不服の場合は、上級党部に上訴することができる。

紀律違反案件の摘発、審議、上訴、執行および党籍、党権の回復などに関する手続きは、別途に定める。

第50条 各級党部に紀律考査委員会を設け、党政業務

の研究、企画および考査の監督、紀律案件の監察、摘発と審議、ならびに財務の査定などの事務を責任とする。その委員の人選は一級上の党部が選抜して任命する。

第13章 経費

第51条 本党経費の調達は党務発展の必要に即応するのを目標とし、党員が納付する党費、特別寄付金、党営事業利益金およびその収入で充当する。その会計の処理は、中央委員会が定める。

党員が納付する党費の基準および特別寄付金の募集方法は、中央委員会が定める。投資事業の経営及び党有財産の管理を適切に行なうため、本党が法令に基づいて法人登録の手続きをする。それに関する事項は中央委員会が定める。

第14章 付則

第52条 本党規約の解釈権は全国代表大会に属し、全

国代表大会閉会期間は中央委員会に属する。

第53条 本党規約の修正権は全国代表大会に属し、次の手続きに基づいて行なうべきである。

- (1) 本党全国代表大会代表の10分の1が提案し、ならびに会議出席代表の3分の2が決議した上で修正することができる。
- (2) 本党中央委員会常務委員会が決議し、党規約修正草案を作成し、全国代表大会に提出して討論を行ない、会議出席代表の3分の2が決議した上で修正することができる。
- (3) 全国代表大会主席団会議が提案し、党規約修正草案を作成し、全国代表大会に提出して討論を行ない、会議出席代表の3分の2が決議した上で修正することができる。

第54条 本党規約は全国代表大会が決議した後に実施する。修正の際も同じ。

主 要 統 計 台 湾 1993年

第1表 国内純生産	第7表 商品別貿易額	第13表 中央銀行金利の変動
第2表 人口・労働力	第8表 国際収支	第14表 財政収支
第3表 主要農・工業生産高	第9表 華僑・外国人の認可投資件数と額	第15表 業種別平均月額貸金およびその指数
第4表 農業生産指数・成長率	第10表 主要外国借款	第16表 株式市場規模
第5表 工業生産指数・成長率	第11表 台湾地区都市消費者物価指数	第17表 外国為替相場
第6表 国別貿易額	第12表 マネーサプライ	第18表 中央銀行外貨保有高

(使用記号：-該当なし，…不明，0ゼロ・極少)

対米ドル為替レート (1米ドル=台湾元, 年平均)

年	1986	1987	1988	1989	1990	1991	1992	1993
元	37.838	31.845	28.589	26.407	26.893	26.815	25.17	26.46

第1表 国内純生産 (名目)

(単位：100万台湾元)

	国内純生産(要素費用)			対前年比(%)			構成比(%)		
	1990	1991	1992	1990	1991	1992	1990	1991	1992
農 林 水 産 業	174,242	173,927	183,162	-8.1	-0.2	5.3	4.1	3.7	3.5
鉱 業	18,050	18,555	27,475	3.4	2.8	4.8	0.4	0.4	0.5
製 造 業	1,450,447	1,618,844	1,707,918	5.1	11.6	5.5	34.4	34.4	32.9
電気・ガス・水道	121,753	131,480	148,420	4.7	8.0	12.9	2.9	2.8	2.9
建 設 業	205,492	229,094	269,986	16.1	11.5	17.8	4.9	4.9	5.2
商 業	649,275	742,892	847,796	14.5	14.4	14.1	15.4	15.8	16.3
運 輸・通 信	259,295	289,672	326,728	7.2	11.7	12.8	6.1	6.2	6.3
金融・保険・不動産	797,873	886,115	999,068	14.9	11.1	12.7	18.9	18.8	19.2
社会・個人サービス	217,793	251,842	292,393	15.0	15.6	16.1	5.2	5.4	5.6
政府サービス	461,317	534,858	590,315	20.0	15.9	10.4	10.9	11.4	11.4
その他のサービス	38,451	43,832	50,604	10.2	14.0	15.4	0.9	1.0	1.0
減：帰属利子	293,979	342,022	392,586	21.7	16.3	14.8	7.0	7.3	7.6
加：輸 入 税	121,995	125,048	147,226	-5.6	2.5	17.7	2.9	2.7	2.8
国内純生産(名目)	4,222,004	4,704,137	5,198,505	8.9	11.4	10.5	—	—	—
国内純生産(86年価格)	3,883,646	4,164,620	4,437,343	4.9	7.2	6.5	—	—	—
1人当り所得(台湾元)	213,888	235,699	256,682	7.8	10.2	8.9	—	—	—
1人当り所得(米ドル)	7,954	8,788	10,202	5.9	10.5	16.1	—	—	—

(出所) 『中華民國統計月報』1993年12月。

第2表 人口・労働力 (各年平均)

(単位：1,000人)

年	総人口(年末)		労働人口 (15歳以上)	就 業 人 口				失業率(%)
	全年齢	15歳以上		合 計	第1次産業	第2次産業	第3次産業	
1985	19,258	13,562	7,651	7,428	1,297	3,078	3,054	2.9
1986	19,455	13,815	7,945	7,733	1,317	3,207	3,209	2.7
1987	19,673	14,090	8,183	8,022	1,226	3,430	3,367	2.0
1988	19,904	14,342	8,247	8,108	1,112	3,450	3,546	1.7
1989	20,107	14,580	8,390	8,258	1,065	3,488	3,705	1.6
1990	20,353	14,843	8,423	8,283	1,064	3,385	3,834	1.7
1991	20,557	15,145	8,569	8,439	1,093	3,371	3,976	1.5
1992	20,752	15,405	8,765	8,632	1,065	3,420	4,147	1.5

(出所) Taiwan Statistical Data Book, 1993.

第3表 主要農産物・工業製品生産高

年	主 要 農 産 物 生 産 高						
	玄 米 (1,000トン)	甘 藷 (1,000トン)	茶 (トン)	砂 糖 (1,000トン)	バナナ (トン)	パイナップル (トン)	落花生 (トン)
1986	1,974	324	23,890	570	150,730	157,941	77,150
1987	1,900	345	25,578	479	204,486	193,337	111,700
1988	1,845	255	23,557	584	228,725	228,127	83,335
1989	1,865	206	22,130	617	198,442	230,738	64,770
1990	1,807	200	22,299	475	201,440	234,629	64,980
1991	1,819	224	21,380	409	196,663	241,477	83,816
1992	1,628	204	20,164	477	195,970	226,279	75,579

年	主 要 工 業 製 品 生 産 高						
	肥 料 (1,000トン)	セメント (1,000トン)	綿織物 (1,000メートル)	紙 (1,000トン)	扇風機 (1,000台)	テレビ (1,000台)	棒 鋼 (1,000トン)
1986	1,879	14,806	755,661	705	30,509	6,216	7,235
1987	1,809	15,663	729,404	800	31,278	6,442	7,699
1988	1,931	17,281	745,236	894	27,655	5,031	8,969
1989	1,864	18,043	785,510	880	20,296	5,172	10,318
1990	1,901	18,458	728,959	911	15,217	3,703	11,072
1991	1,933	19,399	608,703	974	18,573	3,539	12,833
1992	1,886	21,464	568,639	1,033	16,432	2,623	14,556

(出所) 第2表に同じ。

第4表 農業生産指数・成長率

	(1991年=100)					対前年比(%)				
	総 合	農 業	林 業	漁 業	畜 産	総 合	農 業	林 業	漁 業	畜 産
1986	88.1	97.5	282.0	91.0	74.0	-0.3	-5.2	10.8	6.0	3.4
1987	95.2	101.6	261.4	103.4	80.6	8.0	4.2	-7.3	13.6	9.0
1988	96.6	102.9	169.5	107.6	81.4	1.5	1.4	-35.2	4.1	0.9
1989	96.4	102.4	119.8	102.2	85.3	-0.2	-0.5	-29.4	-5.0	4.9
1990	98.5	97.6	102.4	108.6	91.7	2.1	-4.7	-14.4	6.2	7.6
1991	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	1.5	2.5	-2.3	-7.9	9.0
1992	97.2	96.4	60.4	94.4	102.4	-2.8	-3.6	-39.6	-5.6	2.4

(出所) 第2表に同じ。

第5表 工業生産指数・成長率

	(1986年=100)					対前年比(%)				
	総 合	鉱 業	製 造 業	電 気・ガ ス・水道	建 設	総 合	鉱 業	製 造 業	電 気・ガ ス・水道	建 設
1986	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	13.9	-6.5	15.1	11.3	-9.4
1987	110.69	96.84	111.19	110.71	96.96	10.7	-3.2	11.2	10.7	-3.0
1988	115.59	94.77	115.39	120.33	114.94	4.4	-2.1	3.8	8.7	18.5
1989	119.53	83.47	118.96	129.11	122.58	3.4	-11.9	3.1	7.3	6.6
1990	118.12	73.54	116.72	137.80	123.30	-1.2	-11.9	-1.9	6.7	0.6
1991	126.67	59.10	125.27	149.74	128.83	7.2	-19.6	7.3	8.7	4.5
1992	131.24	52.16	129.18	157.21	152.88	3.6	-11.7	3.1	5.0	18.7

(出所) 第2表に同じ。

第6表 国別貿易額

(単位：100万米ドル)

	1988		1989		1990		1991		1992	
	輸入	輸出	輸入	輸出	輸入	輸出	輸入	輸出	輸入	輸出
日本	14,825.4	8,771.7	16,031.0	9,064.9	15,998.4	8,337.7	18,858.3	9,188.9	21,766.6	8,893.7
アメリカ	13,006.7	23,467.2	12,002.8	24,036.2	12,611.8	21,745.9	14,113.8	22,320.8	15,771.0	23,571.6
ドイツ	2,133.2	2,340.1	2,594.0	2,564.4	2,667.6	3,183.2	3,013.2	3,868.7	3,919.3	3,599.1
オーストラリア	1,336.2	1,358.6	1,631.0	1,537.7	1,659.7	1,279.2	2,018.1	1,353.6	2,055.6	1,428.4
香港	1,922.1	5,587.1	2,205.2	7,042.3	1,445.9	8,556.2	1,946.8	12,430.5	1,781.4	15,415.0
シンガポール	740.1	1,682.7	889.4	1,975.6	1,406.0	2,203.7	1,445.9	2,403.5	1,694.9	2,505.2
イギリス	1,113.3	1,906.6	926.8	2,101.8	1,153.7	1,979.4	1,123.8	2,071.8	1,337.5	2,205.1
フィリピン	242.3	601.4	238.5	778.1	236.3	811.4	235.3	848.0	305.2	1,023.3
タイ	341.9	753.7	390.2	1,110.2	448.0	1,423.7	586.1	1,444.9	824.6	1,809.6
カナダ	954.4	1,584.4	996.1	1,759.4	839.0	1,558.5	1,040.0	1,624.2	1,178.5	1,643.4
韓国	900.1	917.3	1,239.1	1,132.8	1,343.6	1,212.8	1,747.0	1,287.3	2,300.9	1,150.4
インドネシア	613.4	632.6	706.2	934.1	921.6	1,245.8	1,234.3	1,207.2	1,407.3	1,214.8
クウェート	489.5	166.7	434.5	138.6	369.0	89.4	35.7	32.2	224.3	96.1
サウジアラビア	1,237.0	630.1	1,375.5	557.1	1,539.2	459.4	1,679.3	615.7	1,464.7	562.8
その他	9,817.2	10,267.2	10,605.0	11,570.8	12,076.2	13,128.2	13,783.0	15,481.4	15,944.8	16,351.8
全世界合計	49,672.8	60,667.4	52,265.3	66,304.0	54,716.0	67,214.5	62,860.6	76,178.3	71,976.6	81,470.3

(出所) 第2表に同じ。

第7表 商品別貿易額

(単位：100万米ドル)

	1986	1987	1988	1989	1990	1991	1992
輸出総額	39,861.5	53,678.7	60,667.4	66,304.0	67,214.5	76,178.3	81,470.3
繊維	3,512.0	4,621.9	5,245.2	6,408.8	7,094.2	8,478.6	8,713.3
衣類	3,790.6	4,439.1	4,068.2	3,946.9	3,190.3	3,518.6	3,128.5
卑金属	2,796.9	3,627.7	4,501.6	5,192.1	5,215.3	5,805.9	6,464.5
電子製品	3,907.3	5,738.5	6,689.2	8,138.2	7,725.3	8,183.3	8,682.2
機械	4,250.7	6,884.6	9,075.3	9,819.1	11,351.1	13,491.7	15,921.1
電気機械	1,013.4	1,516.8	1,976.9	2,191.4	2,207.7	2,538.6	2,783.6
情報・通信	2,398.8	3,786.2	5,017.1	4,423.9	5,023.6	5,588.8	6,423.5
家庭電気製品	699.1	933.0	1,118.8	1,096.1	903.5	1,006.0	1,034.8
輸送機器	1,702.0	2,302.8	2,456.0	3,020.1	3,449.4	3,929.2	4,200.0
玩具運動用品等	2,407.6	3,337.3	3,403.5	3,037.6	2,906.4	3,044.5	3,318.7
輸入総額	24,181.5	34,983.4	49,672.8	52,265.3	54,716.0	62,860.5	71,976.6
原油	2,042.2	2,530.7	2,204.7	2,604.9	3,180.4	3,203.8	3,052.3
化学品	3,049.0	3,945.5	5,341.9	5,800.5	5,838.1	7,128.0	7,148.8
卑金属	2,487.3	3,600.0	5,430.8	6,776.6	5,997.9	8,078.4	8,358.4
電子製品	2,402.6	3,810.7	5,115.8	5,302.6	5,755.5	7,107.1	9,050.9
機械	2,916.5	4,586.8	6,151.7	6,953.2	7,376.4	8,387.8	9,744.0
電気機械	792.3	1,085.3	1,290.4	1,672.0	1,914.9	1,805.9	2,089.6
情報・通信	617.4	847.4	1,152.1	1,317.3	1,741.5	1,689.6	1,920.4
輸送機器	1,320.0	2,078.9	3,060.1	3,956.2	3,882.8	3,964.1	6,047.3

(出所) 第2表に同じ。

第8表 国際収支

(単位:100万米ドル)

	1987	1988	1989	1990	1991	1992
A. 経 常 収 支	17,999	10,177	11,385	10,769	12,015	7,897
a. 財貨、労務と所得	18,695	12,101	13,510	11,504	12,266	8,101
商品 f. o. b.	20,286	13,834	16,203	14,928	15,754	12,644
貨物運輸	-457	-332	-603	-261	-88	-382
その他の運輸	-745	-918	-1,064	-1,357	-1,539	-1,800
旅行	-1,022	1,742	-2,223	-3,243	-3,661	-4,950
投資所得	2,280	3,399	3,822	4,390	5,004	4,777
その他の貨物、労務と所得	-1,647	-2,140	-2,625	-2,953	-3,204	-2,188
b. 無償性移転	-696	-1,924	-2,125	-735	-251	-204
民間	-704	-1,921	-3,573	-730	-230	-165
政府	8	-3	-8	-5	-21	-39
B. 直接投資とその他の長期資本、F項目を除く	-2,386	-6,031	-7,432	-6,402	-2,647	-3,666
直接投資	11	-3,161	-5,347	-3,913	-583	-812
その他の長期資本	-2,397	-2,870	-2,085	-2,489	-2,064	-2,854
AとBの合計	15,613	4,146	3,952	4,367	9,368	4,231
C. 短期資本、F項目を除く	4,013	-1,481	-817	-4,323	-2,084	-4,880
D. 誤差脱漏	-305	-114	-35	11	-129	7
AからDまでの合計	19,321	2,551	3,101	55	7,155	-642
E. 相対科目	992	2,629	18	—	—	3
金の貨幣化/非貨幣化	992	2,629	18	—	—	3
SDRの分配/取消し	—	—	—	—	—	—
AからEまでの合計	20,313	5,180	3,119	55	7,155	-639
F. 銀行体系の国外資産純額の変動	-20,313	-5,180	-3,119	-55	-7,155	639

(出所) 第2表に同じ。

第9表 華僑・外国人の認可投資件数と額 (許可ベース)

(単位:1,000米ドル)

年	華 僑		外 国 人		合 計		アメリカ		日 本	
	件数	金 額	件数	金 額	件数	金 額	件数	金 額	件数	金 額
1983	49	29,086	100	375,382	149	404,468	35	93,294	33	196,770
1984	74	39,770	100	518,971	174	558,741	41	231,175	28	113,978
1985	67	41,757	107	660,703	174	702,460	42	332,760	32	145,236
1986	80	64,806	206	705,574	286	770,380	56	138,428	88	253,596
1987	117	195,727	363	1,223,069	480	1,418,796	74	414,061	207	399,240
1988	89	121,377	438	1,061,161	527	1,182,538	60	134,726	212	431,867
1989	70	177,273	478	2,241,026	548	2,418,299	54	343,002	233	640,552
1990	85	220,115	376	2,081,657	461	2,301,772	61	540,367	179	826,800
1991	65	219,462	324	1,558,957	389	1,778,419	61	587,661	138	526,183
1992	73	312,146	338	1,149,228	411	1,461,374	71	183,820	117	417,776
合 計 (1952~92)	2,326	2,485,388	4,247	14,006,021	6,573	16,491,409	943	4,063,152	2,074	4,626,442

(出所) 第2表に同じ。

第10表 主要外国借款 (1992年12月31日現在)

		約 定 金 額	支 出 金 額	元 金 返 済 額	未 返 済 額
合 計	(1,000米ドル)	15,756	15,756	6,738	9,018
	(1,000SR*)	809,800	789,848	463,672	326,176
第二世銀 (I D A)	(1,000米ドル)	15,756	15,756	6,738	9,018
サウジ開発基金	(1,000SR*)	809,800	789,848	463,672	326,176

(注) *サウジアラビア通貨。

(出所) 第2表に同じ。

第11表 台湾地区都市消費者物価指数

(1991=100/加重平均式)

指 数 採 用 品 目	総 合	食 品	衣 類	住 宅	交 通・通 信	医 薬・保 健	教 育・娯 楽	そ の 他
	386	172	38	52	27	32	52	13
ウ ェ イ ト (%)	1,000.00	270.22	67.37	320.05	103.17	81.40	125.20	32.59
1985	85.44	86.25	108.98	80.87	96.60	89.35	72.95	97.29
1986	86.02	88.16	103.23	81.29	93.31	88.47	75.71	97.26
1987	85.98	88.56	99.90	81.53	91.83	88.77	76.82	94.44
1988	86.92	89.60	102.00	81.59	90.78	89.25	80.88	94.12
1989	91.28	95.28	101.34	86.45	92.35	93.73	85.16	96.20
1990	95.82	98.60	102.33	93.05	94.48	96.18	92.39	98.83
1991	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00
1992	104.85	109.16	101.99	103.88	98.97	104.82	105.46	100.99
1993.10	109.14	111.98	98.79	109.78	100.39	108.61	116.37	101.91

(出所) 『自由中国之工業』1993年12月。

第12表 マネーサプライ

(単位：100万台湾元)

年	金 額 (M _{1B})			金 額 (M ₂)		年間増加率 (%)	
	通貨発行高 A	預金残高 B	M _{1B} (C = A + B)	準 通 貨 D	M ₂ (E = C + D)	M _{1B}	M ₂
1982	138,273	379,207	517,480	888,709	1,406,189	14.6	24.3
1983	159,616	453,286	612,902	1,164,706	1,777,608	18.4	26.4
1984	168,160	501,459	669,619	1,464,601	2,134,220	9.3	20.1
1985	182,808	568,661	751,469	1,881,673	2,633,142	12.2	23.4
1986	231,046	906,817	1,137,863	2,160,999	3,298,862	51.4	25.3
1987	284,964	1,283,261	1,568,225	2,606,796	4,175,021	37.8	26.6
1988	320,624	1,629,849	1,950,473	2,970,331	4,920,804	24.4	17.9
1989	348,416	1,720,343	2,068,759	3,603,182	5,671,941	6.1	15.3
1990	354,657	1,577,240	1,931,897	4,299,317	6,231,214	-6.6	9.9
1991	387,727	1,777,564	2,165,291	5,267,162	7,432,453	12.1	19.3
1992	436,139	1,998,336	2,434,475	6,430,216	8,864,691	12.4	16.6

(出所) 第2表に同じ。

第13表 中央銀行金利の変動

(年利%)

実施年月日	再 割 引 (公定歩合)	担 保 貸 出	短 期 融 資	特別外貨融資	外 貨 融 資	輸 出 融 資
1983. 3. 16	7.25	8.50	10.25	8.25	9.00	7.00
1984. 5. 9	7.00	8.25	10.00	8.25	9.00	6.75
11. 24	6.75	8.00	10.00	8.25	9.00	6.75
1985. 3. 22	6.75	7.75	10.00	8.25	9.00	6.75
6. 17	6.25	7.25	10.00	7.75	8.50	6.25
9. 17	5.75	6.75	9.75	7.75	8.50	5.75
11. 23	5.25	6.25	9.50	7.50	8.25	5.25
1986. 3. 4	4.75	5.75	9.00	7.00	7.75	4.75
10. 18	4.50	5.50	9.00	6.75	7.50	4.50
1989. 4. 1	5.50	6.50	10.00	—	8.50	5.50
8. 23	7.75	8.75	12.00	—	8.50	7.75
1991. 7. 5	7.375	8.375	11.625	—	8.125	7.375
9. 10	6.875	7.875	11.125	—	7.625	6.875
9. 21	6.625	7.625	10.875	—	7.375	6.625
11. 18	6.25	7.25	10.50	—	7.00	6.25
1992. 1. 9	5.875	6.875	10.125	—	6.625	5.875
5. 9	6.125	7.125	10.125	—	6.625	—
10. 5	5.625	6.625	9.625	—	6.625	—
1993. 7. 30	5.625	6.125	9.625	—	6.625	—
11. 5	5.50	5.875	9.625	—	6.625	—

(出所) 「中華民國台湾地区金融統計月報」1993年12月。

第14表 財政収支

(単位：100万台湾元)

	1988		1989		1990		1991		1992	
	金 額	構成比 (%)	金 額	構成比 (%)	金 額	構成比 (%)	金 額	構成比 (%)	金 額	構成比 (%)
歳 入 (A)	852,630	100.0	1,382,533	100.0	1,203,171	100.0	1,438,686	100.0	1,716,303	100.0
租 税 収 入	511,637	60.0	629,753	45.6	794,812	66.1	748,508	52.0	909,110	53.0
専 売 収 入	46,409	5.4	47,666	3.4	52,921	4.4	60,113	4.2	58,514	3.4
非 租 税 収 入	197,771	23.2	558,745	40.5	210,134	17.5	376,443	26.2	546,385	31.8
そ の 他	96,813	11.4	146,369	10.6	145,304	12.0	253,622	17.6	202,294	11.8
歳 出 (B)	751,930	100.0	1,239,554	100.0	1,166,747	100.0	1,416,625	100.0	1,674,617	100.0
一般行政・国防	240,597	32.0	285,207	23.0	336,760	28.9	380,377	26.8	431,065	25.7
教育・科学・文化	148,020	19.7	207,008	16.7	231,204	19.8	293,037	20.7	337,320	20.1
経 済 開 発	192,406	25.6	541,385	43.7	302,281	25.9	322,087	22.7	447,197	26.7
社 会 福 祉	131,457	17.5	151,567	12.2	199,769	17.1	277,370	19.6	290,203	17.3
債 務	33,462	4.5	42,904	3.5	85,984	7.4	131,262	9.3	160,043	9.6
そ の 他	5,988	0.8	11,483	0.9	10,749	0.9	12,492	0.9	8,789	0.6
収支差(A)-(B)	100,700		142,979		36,424		22,061		41,686	

(出所) 第2表に同じ。

第15表 業種別平均月額賃金およびその指数

(単位：台湾元、かっこ内指数は1986=100)

年	鉱業	製造業	水道・電気 ガス	建設業	運輸・通信業	金融・保険・ 不動産
1983(平均)	14,821(86.27)	11,150(79.69)	19,500(74.07)	12,799(85.38)	14,636(78.36)	20,091(79.46)
1984(平均)	15,773(91.81)	12,195(87.16)	22,743(86.38)	14,164(94.48)	15,712(84.12)	21,860(86.46)
1985(平均)	16,321(95.00)	12,710(90.84)	25,850(98.18)	14,617(97.51)	17,555(93.99)	23,749(93.93)
1986(平均)	17,180(100.00)	13,992(100.00)	26,328(100.00)	14,991(100.00)	18,677(100.00)	25,283(100.00)
1987(平均)	17,865(103.99)	15,378(109.91)	27,438(104.22)	15,954(106.42)	19,730(105.64)	27,695(109.54)
1988(平均)	19,690(114.61)	17,055(121.89)	32,608(123.85)	17,807(118.78)	21,720(116.29)	31,122(123.09)
1989(平均)	21,454(124.88)	19,541(139.66)	40,023(152.02)	21,369(142.55)	25,683(137.51)	37,065(146.60)
1990(平均)	26,004(151.36)	22,179(158.51)	46,230(175.59)	24,742(165.05)	29,117(155.90)	38,699(153.06)
1991(平均)	28,141(163.80)	24,614(175.91)	55,663(211.42)	28,150(187.78)	33,581(179.80)	42,127(166.62)
1992(平均)	31,428(182.93)	27,146(194.01)	58,610(222.61)	30,830(205.66)	36,369(194.73)	47,027(182.00)

(出所) 「自由中国之工業」 993年12月。

第16表 株式市場規模

(単位：100万台湾元)

年末・月末	上場株式				売買代金	株価指数 (1966=100)
	上場企業社数	上場銘柄種類	額面総額	時価総額		
1981	107	111	128,398	201,331	209,216	548.84
1982	113	117	151,473	203,111	133,877	477.20
1983	119	123	167,163	305,956	363,845	654.28
1984	123	127	190,395	390,260	324,476	872.51
1985	127	130	213,449	415,706	195,228	745.62
1986	130	133	240,822	548,436	675,655	944.74
1987	141	145	287,346	1,386,065	2,668,633	2,135.03
1988	163	171	343,579	3,383,280	7,868,023	5,202.21
1989	181	190	421,300	6,174,164	25,407,963	8,616.14
1990	199	213	506,425	2,681,911	19,031,282	6,775.32
1991	221	234	616,707	3,184,028	9,682,738	4,928.83
1992	256	286	735,569	2,545,302	5,917,079	4,271.63

(出所) 「中華民國台湾地区金融統計月報」, 1993年12月。

第17表 外国為替相場

(単位：元)

年 末 ・ 月 末	米 ド ル		日 本 円	
	買 入	売 出	買 入	売 出
1983	40.22	40.32	0.1559	0.1589
1984	39.42	39.52	0.1719	0.1759
1985	39.80	39.90	0.1975	0.2005
1986	35.45	35.55	0.2203	0.2238
1987	28.50	28.60	0.2290	0.2350
1988	28.12	28.22	0.2236	0.2276
1989	26.17	26.17	0.1801	0.1851
1990	27.11	27.11	0.1993	0.2033
1991	25.70	25.80	0.2037	0.2082
1992	25.37	25.47	0.2014	0.2064
1993.10	26.81	26.91	0.2455	0.2495

(出所) 『中華民国統計月報』, 1993年12月。

第18表 中央銀行外貨保有高

(単位：100万米ドル)

年 末 ・ 月 末	外 貨 保 有 高	増 減 額	対 前 年 比 (%)
1981	7,235	5,030	228.1
1982	8,532	1,297	17.9
1983	11,859	3,327	39.0
1984	15,664	3,805	32.1
1985	22,556	6,892	44.0
1986	46,310	23,754	105.3
1987	76,748	30,438	65.7
1988	73,897	-2,851	-3.7
1989	73,224	-673	-1.0
1990	72,441	-783	-0.1
1991	82,405	9,964	13.8
1992	82,306	-99	-0.1
1993.11	83,853		

(出所) *Financial Statistics*, December 1993.